

平成23年第4回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

平成23年12月7日(水曜日)

議事日程第3号

平成23年12月7日(水曜日)午前9時30分開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	24番	本間	明	議員
	5番	堀川	喜久雄	議員
	12番	佐藤	勇	議員
	2番	伊藤	岩夫	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情の委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(30人)

1番	渡部	功	2番	伊藤	岩夫	3番	佐々木	隆一
4番	作佐部	直	5番	堀川	喜久雄	6番	湊	貴信
7番	高橋	信雄	8番	渡部	聖一	9番	若林	徹
10番	高橋	和子	11番	堀	友子	12番	佐藤	勇
13番	今野	晃治	14番	今野	英元	15番	渡部	専一
16番	大関	嘉一	17番	長沼	久利	18番	伊藤	順男
19番	佐藤	賢一	20番	鈴木	和夫	21番	井島	市太郎
22番	齋藤	作圓	23番	佐々木	勝二	24番	本間	明
25番	佐々木	慶治	26番	佐藤	讓司	27番	土田	与七郎
28番	佐藤	竹夫	29番	村上	亨	30番	三浦	秀雄

欠席議員(0人)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	藤原	由美子
教育長	佐々田	亨三	企業管理者	藤原	秀一
総務部長	土田	隆男	企画調整部長	石川	裕
市民福祉部長	猪股	健	農林水産部長	佐藤	一喜
商工観光部長	渡部	進	建設部長	伊藤	篤
矢島総合支所長	土田	武弥	由利総合支所長	三浦	貞一
大内総合支所長	伊藤	鋭一	東由利総合支所長	佐々木	喜隆
鳥海総合支所長	土田	修	教育次長	佐々木	了三

消 防 長 伊 藤 敬 一 総務部危機管理監 伊 藤 俊 彦
総務部政策監 阿 部 太津夫
兼 財政課長

議会事務局職員出席者

局 長	石 川 隆 夫	次 長	佐々木 智
書 記	高 橋 知 哉	書 記	石郷岡 孝
書 記	今 野 信 幸		

午前 9時29分 開 議

議長（渡部功君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

議長（渡部功君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

24番本間明君の発言を許します。24番本間明君。

【24番（本間明君）登壇】

24番（本間明君） おはようございます。渡部議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

一般質問2日目、朝一番の質問でございます。元気に質問いたしてまいりますので、前向きで元気な答弁を期待をしながら質問に入ります。

昨年の12月定例議会の会議録を見てましたら、一般質問をされた6名の議員中4名の方がTPP関連の質問をされておりました。時の菅首相が明治維新、そして太平洋戦争の敗戦に次ぎ、第3の開国と称してTPPへの加入を示唆したことによるものでございました。3.11の大震災を受け、その対応に窮する菅首相は、石もて追われるように総理の座を去ったのでございました。そして、民主党の代表選で勝ち上がったのが野田佳彦現首相であり、TPP加入問題への対応が注目をされました。

野田首相の政治手法は、この先どう変わるかわからないものの、野球に例えるとバントで手がたく攻め、大きな成功は求めないかわりに失敗したときのダメージも小さくしようとする。ゆえに、余計なことは言わないし、やらない。派手なこともしないし、突出しない。常に安全運転の心がけと構えを崩さないと評されております。

しかしながら、慎重に物事を進めているように見えながら、どのように決定したのかわかりづらいことから、説明が不十分、あるいは発信力が足りないとの批判は、すごく真っ当であると考えます。

その上に立って、1、TPP交渉参加までの国の対応について市長はどう見たか伺います。今後の日本の方向性に重大な影響を与え、しかも、世論や各界の意見も分かれ、野党や党内にも多くの反対意見がある中で、新しい道を選択する場合、どのような説明責任と対応が求められるのか。

イギリスの経済学者で20世紀のほぼ同時代を生きた、カ尔多アとヒックスという方が提唱した基準があります。どんな基準かと言えば、実に単純で常識に沿った考え方であり、国益を得る新しい道を選択する場合、利益を得るグループから損をこうむるグループに補償を行うこととし、その結果、どちらもハッピーになる場合に新しい道を選択するという基準であります。補償がキーポイントとなることから、カ尔多ア・ヒックスの補償基準と呼ばれ、トータルとして補償に使える利益が十分にあることが前提となります。これは、私のつけ加えですが、利益が十分でなくても、その他の政治的理由から選択せざるを得ないとすれば、そこに政治的な補償の配慮がないことには、新しい道の選択はできないことは自明の理であります。

野田首相は、「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と言っております。鹿野農相らは、「交渉参加を前提とするものではないと理解している」と述べております。首相みずから、「日本の医療制度や美しい農村は断固として守り抜く」と言っておりますが、どうやって守るのかについては一切言及をしない。だから、不安であるし、反対の声が大きいのだと私は思います。

長谷部市長にとっても、首長としての苦しい政治決断をなされた場面もあったと想像されます。TPP参加問題は、この先まだ紆余曲折が予想されますが、これまでの国会審議や野田首相の言動をどう見、国の対応についてどのように感じておられるか、率直にお答えをいただきたく伺うものであります。

2、副市長の空席について伺います。

本市の副市長の定数は、条例で2名置くことになっております。長谷部市長が誕生された平成21年の6月に、県庁から2年の約束で村上健司氏が就任され、ことしの3月末をもって退任され、生活環境部県民文化政策課長として県に復職をされました。後任の副市長として、毎日新聞社の元編集局次長の渡部慶一氏が就任されました。しかし、健康上の理由から8月末日をもって退任されております。私ごとであります。渡部前副市長は本荘北中学校時代の同級生ということもあり、期待感が大変高かったゆえに残念でありました。副市長の空席について、長谷部市長の見解を伺うものであります。

3、新年度予算編成について配慮すべきと思われる点について伺います。

国では、東日本大震災の復興費9兆2,400億円を含む総額12兆1,025億円の第3次補正予算を成立させました。各省庁からは24年度予算の概算要求が示されるなど、その概要についてマスコミを通じながら、私どもの耳目にも触れる季節となっております。

全国市議会議長会では、地方税財源の充実強化について、以下のような要望を国に対して提出しております。

景気後退による税収減や社会保障関係費の増嵩に加え、東日本大震災の影響により、被災地はもとより地方全体においても、危機的な財政状況がさらに悪化することが懸念されております。今後も基礎的自治体としての市が、地域住民のニーズにこたえ、社会保障、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地方税財源の充実強化が不可欠であり、24年度政府予算編成においては、地方財政計画に社会保障関連経費の自然増を初め、増嵩する地方の財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額するなど、地方一般財源総額の確保について特段の配慮を願いたいとしており

ます。

未曾有の大震災復興が焦眉の急である中でありますけれども、以下5点について、当局の見解を伺います。

(1) 総務省の概算要求についてどう見るか伺います。

総務省の24年度予算概算要求に基づく地方財政収支の仮試算では、地方全体の歳出総額を前年度に比べ約6,000億円減の81兆9,000億円と見込んだ上で、地方交付税は、自治体に配分する出口ベースで約17兆1,000億円、前年度に比べ約3,000億円、率にして1.6%の減と発表になりました。これには、概算要求では金額を示さず、震災復旧・復興費など項目だけを明示し、年末の予算編成まで追加要求するとしている事項要求は含んでおらず、いまだ全体像が判然としないものもありますけれども、現時点で当局では、この概算要求や本予算の見通しをどう見ているのかお伺いをいたします。

(2) 新年度の固定資産税収について伺います。

総務省による来年度の固定資産税収入の試算見通しが発表になりました。固定資産税の算定基礎となる資産の評価額は3年ごとに見直しされますが、来年度がそれに当たるため、新たな評価額での税収試算がなされました。新築建物の減少のほか、建築資材の価格下落や東日本大震災の影響により、家屋分が本年度より4,000億円ほど落ち込み、3兆5,000億円との試算であります。この減収額は過去最大規模であり、市町村税収の4割強を占める基幹税目であるとともに、市街化区域内の都市計画税も1,000億円の減との試算もなされている中、自治体はより厳しい財政運営を迫られるのではないかとしております。このことは全国レベルでの試算ですので、本市への影響はどう予想されるか伺うものであります。

(3) 新年度の子ども向け手当の財源について伺います。

本年度の子ども手当に必要な財源約2兆6,100億円のうち、地方の負担分は5,500億円であったものが、来年度は1.8倍の9,800億円としたい旨、小宮山厚労大臣から表明されました。これは、所得税と住民税の年少扶養控除の廃止で、来年度、地方の増収分として見込まれる5,050億円を充当するべく、国の魂胆であります。これに対し、地方6団体は、地方固有の財源である住民税の増収分は自主財源とするべきと対立をいたしております。予算編成前の12月中旬には決着したいとしておりますが、これが見通しについて伺うものであります。

(4) 地方税におけるわがまち特例について伺います。

わがまち特例は、来年度以降、地方税の軽減措置を地方自治体が独自に設計できる新制度を総務省が政府税制調査会に提案したものであります。地方税の軽減をしたいと考えても、国が一律に割合や金額を決めていることから、地方の裁量権を発揮することができなかつた。それを、国が示す範囲は残るものの、自治体が条例を制定し、詳しい軽減内容を決められる仕組みを想定しているようであります。例えば、新築住宅に対する固定資産税の軽減幅を地方税法で一律に通常の2分の1と定めているものを、3分の1から4分の3の間で条例によって定めるなどと示すことにより、自治体の選択幅がふえ、独自性が発揮できるとしております。地方税法の改正内容にもよりますが、本市で期待したい改正点などがありましたら伺うものであります。

(5)、昨日も質問がございましたが県地方税滞納整理機構の実績について伺います。

平成22年度一般会計決算審査に係る監査委員の意見書によると、「市税の現年度分収入率は97.3%、滞納繰越分収入率は11.7%であります。財政基盤の安定を図るためにも収入率の向上は喫緊の課題であり、自主財源の安定的確保のため、今後とも特段の努力を望むものである。また、多くの市民は誠実に納税等の義務を果たしており、負担の公平性、自主財源の確保の観点からも収納対策のさらなる推進強化を図ることが必要である。」との指摘がなされております。

県地方税滞納整理機構は、県と県内25市町村の任意組織として昨年4月に発足し、市町村で徴収できなかった住民税や固定資産税などを機構がかわって回収する。昨年度分の実績として、県内17市町村の未納分5億8,168万円のうち、差し押さえなどで24%に当たる1億3,832万円が回収されたとの報道がありました。今年度以降に支払うとする納付誓約書分が1億7,924万円となり、引き継ぎ分の55%、3億1,756万円が回収予定となるようでございます。本市から職員の派遣もされておりますし、回収額による予算上の配慮もあると思う関係から、本市分についてどうなっているのか何うものでございます。

4、公の施設使用料の見直しについて伺います。

合併前の1市7町の公的施設の使用料の額や体系、そして減額・免除制度が現在まで引き継がれていることにより不均衡が生じており、同一または類似する施設の使用料の算定根拠を統一し、わかりやすい料金体系にしたいというものであります。

市の説明では、来年4月1日から実施したいとしておりますが、基本的な考え方について伺います。市では、3つの原則を示しております。負担の公平性、受益者負担の原則、算定方法の明確化であります。

地方自治法第225条により、地方公共団体の行政財産の使用または公の施設の利用の対価として使用料を徴してもよいとされております。使用料として負担を求める際に、公平性が担保されなければならないのは当然であります。受益者負担の原則についてであります。施設を利用する人とならない人の公平性が言われております。市が公の施設をつくる際、市民からの税金を原資とし、補助金等を利用しながら、なるべく多くの市民の方に使ってほしいと願いながら建設したことは、論を待たない事実であります。市の公の施設は現在652施設と言われ、使用料を徴収できない施設を除き、131施設を対象施設としたもので、入浴施設13施設を除き、実際は118施設を対象施設にしたとの説明でありました。結果的にスポーツ及び文教施設に特化した印象でございます。

そこで伺いますが、来年度以降、入浴施設を含め、公平性を根拠にさらなる見直しを行う施設があるのかどうか伺います。

次に、受益者負担の根拠となる算定方法の明確化についてであります。施設を運営するための維持管理費や貸し出しに要する費用、すなわちランニングコストを原価費用として算定し、負担金額の根拠としようとするものです。そこで疑問に思うのは、原価計算の構成要素である需用費から人件費まで9項目の内容のうち、算入した項目の妥当性について市民に開示していないことであります。すなわち行政側が一方的にコストとしている点でございます。

いま一つは、行政サービスを行うには必ずコストが存在をいたします。そのコストの一部でもサービスを受ける市民に負担していただくか、いただかないかの判断基準がど

こにあるのか判然といたしません。使用料、手数料などは、地方自治法第228条により条例で定めなければならないとされておりますが、その内容は、全国統一の手数料など一部を除き、自治体の裁量に任されていると考えます。甚だしい例は、救急車の利用料をいただく自治体も出てきたやに聞きます。使用料を求める、求めないとする本市の基準とする考え方を伺うものです。

これは蛇足として申し上げます。秋大の島澤諭准教授は、このように言っております。「市役所で住民票を1部入手すると、対価として300円支払わなければならない。紙1枚発行するのに300円もかかるとは、にわかには信じがたい。受益者負担ということだが、この価格設定は極めて独占的である。なぜなら、住民票発行サービスには競争相手が存在せず、自分の都合だけで自由に価格設定を行えるからだ」としております。行政の言う受益者負担と行政コストの危うさを指摘する端的な例示だと思います。

5、本荘地域の出張所、公民館の扱いについて伺います。

平成20年の12月定例会だと記憶しておりますが、出張所の廃止を含めた案が唐突に示され大騒ぎになりました。市長選挙の後、長谷部新市長から以下のような見解が示されておりました。「基本的に施設の廃止ではなく、出張所の機能や提供する行政サービスの内容を見直し、公民館のあり方とあわせて検討する」というものでした。そして、その方向性として示されたのが、出張所を仮称 地区交流センターと名称を統一し、センター内に公民館を設置する。館長は、退職時、課長職以上であって、当該地域出身者か地域に精通している者の再任用職員とするとしておりました。この案について、私の地域からの意見として、「民間登用の目的と効果を示してほしい」、「再任用は俗に言う天下りではないか」、「再任用か民間選出の嘱託職員かは、6地区ともどちらかに統一してほしいとしているが、地区に任せるべきではないか」等々出されております。来年4月からの実施と承知いたしておりますが、反対意見が多く見送りとの話も聞こえてきますが、正式な見解はどうか伺うものであります。

6、東日本大震災後の備えについて伺います。

3.11の東日本大震災による津波被害を目の当たりにし、万が一の災害にどのように備えるかということが大きな課題となっております。本市の海岸線は32キロメートルにわたります。津波被害の予想される地域の避難場所や市内主要地点の標高を示した暫定ハザードマップの作成・配布、あるいは標高標示柱の設置など、市民から感謝の声が寄せられております。ただし、県の防災計画の見直しと関連し、暫定的なものであったことはやむを得ないとしても、「避難場所及び避難できる建物が本荘地域中心部だけでなく、芋川沿いや子吉川沿いの小友、子吉までさかのぼって指定すべき」との声も上がっております。

それでは、震災関連の質問を5点申し上げます。(1)、これも昨日、たくさんの質問がございました。瓦れきの受け入れについて伺います。

県が中心となり、瓦れきの受け入れについて意向調査が実施され、その結果が新聞等で発表されております。本市にあって、10月下旬には、「現在は受け入れに向けた検討をしていないが、今後の状況次第では検討する可能性もある」と答え、その後、魁新報社から受け入れ困難とする理由を問われ、「処分場の容量が少ない。瓦れきの放射性物質濃度などが不明のため、住民の不安が払拭できない。受け入れの条件については、瓦

れきや焼却灰の安全性が示され、住民の理解が得られれば検討する。国や県からも住民に説明してほしい」としておりました。環境省は、11月18日に宮古市の藤原埠頭で現地視察会を開き、本市からも担当者が参加しております。県の見解も出されつつありますが、市民の意見も二分しているようでございます。今後の市の対応について伺うものであります。

(2) 共同備蓄指定品目について伺います。

現在の県地域防災計画では、830年に発生した天長地震を想定し、2万8,000人分の物資を県と市町村が半分ずつ備蓄するとしておりました。しかし、東日本大震災の発生時には、市町村によっては食料の備蓄がなかったり、その状況にばらつきがあったことから、主食や飲料水など19品目を共同備蓄指定品目に決め、可能な限り速やかに確保してほしいと県からの要請があったと報道されました。本市の対応と備蓄保管場所について伺います。

(3) 市職員に防災士の資格取得についての提案をいたします。

防災士とは、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人、具体的には、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座を受講する。消防署、日本赤十字社等公的機関が主催する救急救命講習を受け、その修了証を取得する。日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受験し合格する。経費については、研修講座受講料等6万1,000円とされております。

昨日の作佐部議員から木質パウダーの質問があり、藤原副市長も訪ねられた和歌山県の日高川町では、約200人の全職員が5年間で資格を取得する予定であるというふうに伺っております。町内自主防災組織員の方で意識のある方にも情報提供しつつ、市の職員が年次計画により防災士の資格を取得するべく提案をいたします。

(4) 災害時における避難所としての学校の対応指針について伺います。

災害時における避難所の運営は、市町村の地域防災計画に基づくマニュアル等で実施されることが基本となっております。避難所に指定されている学校は、もちろん災害の規模によっては緊急の避難所となることも予想されます。県教委では、避難所の運営について、市町村の職員だけでなく、教職員の対応手順の確認や平時における備えについての対応指針を定めました。平時における学校施設設備に係る備え、防災担当部局等との連携、家庭・地域社会と連携した防災体制、災害時における避難所としての教職員の対応手順、避難所運営に係る教職員の身分上の取り扱い、学校における避難所運営業務の内容や期間が定められました。6月豪雨の際、本荘東中学校へ本荘地域の方が30名ほど避難されたそうですが、必ずしも満足な対応でなかったという話も伺っております。学校での対応指針の具現手順や各学校の反応について伺うものであります。

(5) 本市沖にGPS波浪計を設置要望できないか伺います。

東日本大震災後、17年ぶりに県は、地震被害想定調査検討委員会を立ち上げました。今後、発生が懸念される地震の震源域を県内陸域12カ所、本県周辺の海域3カ所が設定されました。A海域が日本海中部、B海域が秋田県沖、山形県沖、そして佐渡島北方まで、C海域が山形県沖から新潟県北部とされました。この3海域が連動した地震が発生した場合、マグニチュード8.7と推定されたのであります。

津波発生の際、いち早く察知するのがGPS波浪計です。GPSは、人工衛星の電波を受け、位置や高さを正確に調べるシステムです。GPSアンテナを載せたブイを海に浮かべ、アンカーで海底に固定して設置されます。波や海面の高さのデータが陸上の基地局を経て、国土交通省や気象庁に観測情報として送られます。昨年までは、青森八戸沖から福島小名浜沖までの7カ所を含め、太平洋側だけに12基設置されておりましたが、ことし日本海沖の青森深浦沖、秋田男鹿沖、山形酒田沖に3基が設置されました。津波情報の察知を早くするため本市沖へのGPS波浪計の設置要望をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

7、本市胃がん撲滅運動の実施について伺います。

県内で昨年新たにがんと診断された患者数は、9月の速報値で7,539人と発表になりました。09年の確定値は、速報値の約6%増の8,448人となっており、昨年のがんによる死亡者4,085人に独自の係数を乗じる推計値は、9,310人の過去最多との予想でございます。よって本県のがん死亡率は、14年連続全国ワーストワン決定であります。

部位別では、大腸がんが20.4%、胃がんが20%となっております。私は、ことし3月の代表質問の際、「胃がん検診へABC検診を導入すべき」との提案をいたしました。答弁では、「国立国際医療研究センターの後藤田医師が由利組合総合病院に入られ、血液検査の効果を科学的に調査し、今後予想されるピロリ菌感染率減少時代にも対応できる新しい胃がん検診システムの構築のため調査研究を行う」というものでした。後藤田先生や国立がん研究センターのがん予防・検診研究センター予防研究部長の津金昌一郎先生の御講演を拝聴し、あわせて、がん予防内科学の北大浅香正博特任教授の見解を総合すると、胃がんは、塩分のとり過ぎとヘリコバクター・ピロリ菌に感染し、かつ胃炎や潰瘍により胃に萎縮のある方が発生すると定義づけてよさそうでございます。

ピロリ菌の除菌効果は、胃の萎縮が進んでない若い人ほどよく、30代までに除菌するとほぼ100%胃がんにならないとされております。とりあえず胃がんのリスクの高い50歳以上を対象に、いずれも血液検査によるピロリ菌検査と胃の萎縮を調べるペプシノゲン検査を行う、これがABC検診であります。この検診により、胃がん予防のためのピロリ菌除去が必要とされた方を対象に、由利本荘市胃がん撲滅運動として市が応分の助成を行い、ピロリ菌除去の徹底を図ることにより、胃がんの発症は現在の3分の1以下になると明言されております。健康保険の運営上もかなりのプラスになることから、助成措置を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

8、農地集積協力金制度について伺います。

食と農林漁業の再生実現会議から、今後の農林漁業の再生に向け、7つの戦略について発表されました。農家の高齢化に歯どめをかけるため、青年就農者の支援のための給付金制度、加工・販売に取り組む官民共同のファンド創設、風力・水力など農山漁林の再生可能エネルギーを活用し、地域振興に役立てるなどが柱のようであります。その中で、今後5年間をめどに平地にある農地の1戸当たりの面積を20~30ヘクタール、中山間地については10~20ヘクタール規模の経営体が大宗を占める構造を目指すというものでございます。

T P P交渉参加を念頭に出された政策ではないかとか、この面積でもアメリカやオーストラリアの農家の所有面積と比較して100分の1から1,000分の1にしかならず、競争

にならないなどの議論を呼んでおります。農林水産省は、来年度の概算要求に、市町村が集落ごとに地域農業マスタープランを作成することを条件として、農地集積協力を交付するとしております。協力金は、マスタープランに位置づけされた経営体に農地を集積することとし、貸し出す農家に50アール以下30万円、50アール以上2ヘクタール以下50万円、2ヘクタール以上70万円の基準で交付するとしております。連担化の場合、10アール当たり5,000円が交付されるなどの概要が発表されております。まだ細かな要件があるようですので、現在わかっている範囲での情報を提供していただくとともに、施策による実行効果がどの程度予想されるか伺うものであります。

9、TDKの人員削減計画について伺います。

TDKの今期4月から9月までの決算は、純利益が前年度同期74.3%減の67億1,900万円と発表されました。来年3月期の業績予想は、売上高が8,900億円から8,200億円に、純利益を500億円から200億円に下方修正するという厳しいものです。円高や電子部品の価格低迷を受け、リストラが不可避と判断し、国内外のグループ人員の12%、約1万1,000人を今後2年間で削減すると発表されました。にかほ市に9工場、本市にはグループ6工場があり、影響が心配されます。

しかし、にかほ市の横山市長や本市の長谷部市長も、詳しい状況がわからないのでコメントのしようがないとしておりました。TDKでは佐竹知事を訪問したようですが、新聞報道から約1カ月、地元への情報提供や対応はどうなっているか、事と次第によっては、本荘由利地区の大きな地盤沈下につながる重大事と思います。市の持っている情報と対応策を伺います。

10、大阪府の教育基本条例案について、どう見るか伺います。

地域政党「大阪維新の会」が、教育への政治関与と思える教育基本条例案を府議会に提出しております。教育委員会は、首長に直属しない合議制の独立組織として自治体に設けられ、教育が首長の個人的な価値観に左右されないよう教育の政治的中立性をうたったのが地方教育行政法と認識をいたしております。

条例案は、政治が教育行政から余りにも遠ざけられ、教育に民意が十分に反映されてこなかった。政治が適切に教育行政における役割を果たす。具体的には、首長が学校の教育目標を定め、その目標を実現する職責を果たさない教育委員たちを首長が議会の同意を得て罷免できるとしてあります。

学校運営では、全校長を公募し、若手教員や民間から積極的に登用する。校長による教員の相対評価が義務づけられ、5段階評価で2年連続最低ランクの教員は、研修を受け、評価されなければ分限免職の対象となる。相対評価のうち、1評価は5%と定められている。保護者らによる学校協議会も具体的な教員評価を行い、校長がそれを民意として教員の人事に反映させるシステムの構築や、国歌斉唱時の起立命令など同一の職務命令に3回違反すれば、原則、分限免職になるなどが盛り込まれております。

この条例案については、「教育委員会も校長もお飾りになっている。基本的に条例案の改革の視点は正しい」と評価する声や「教員への競争原理の導入と学校の管理や教員の処罰ばかりで、読んでいて耐えがたい」との批判の声もあるようでございます。大阪の教育行政について、コメントをなぜ求めるのかと言われそうですが、教育という営みの根源にかかわる首長独裁のにおいが私には強く感じられるゆえに、佐々田教育

長がこれらの動きや考え方をどう見ておられるのか伺うものであります。

以上で私の質問を終わりますが、答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。
議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、本間議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、TPP交渉参加までの国の対応についてにお答えいたします。

TPPは、例外を認めない貿易自由化の協定であり、交渉はさまざまな分野にまたがっていることから、多くの分野で暮らしへの影響が懸念されるだけに、国民に十分な説明や検討材料を示し、国民的議論を経て、その後に参加表明するべきであり、今回の表明は拙速であると感じております。

まずは、国として基本的な対応方針を早急に示し、十分な説明を行って、国民的合意を図ることが政府の責務ではないかと感じております。

次に、2、副市長の空席についてにお答えいたします。

渡部前副市長につきましては、健康上の理由により年度途中で退任されたことは、私も大変残念に思っております。

後任につきましては、検討中であり、なるべく早い時期に人選を行い、議会に提案してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

次に、3、新年度予算編成について、（1）総務省の概算要求についてにお答えいたします。

既に御案内のとおり、平成24年度予算に対する総務省概算要求では、地方交付税が今年度当初予算に比べ1.6%減となっておりますが、一方、実質的な交付税である臨時財政対策債は7.8%増となっており、総額としては、ほぼ今年度並みの予算要求額となっております。

しかしながら、子ども向け手当制度の地方負担のあり方について結論を見ていないなど、国の予算と地方財政への影響を見通すには、いまだ流動的な状況であります。

さらに、本市の予算編成に当たっては、国の予算や交付税総額の行方だけでなく、厳しい地域経済状況下での市税の動向、交付税算定に用いる国勢調査結果の切りかえなど、本市独自の状況を勘案しなければなりません。

今後の国の予算編成については、引き続き注意深く見守るとともに、本市への影響について、正確な情報把握に努めてまいります。

次に、（2）新年度の固定資産税収についてにお答えいたします。

固定資産税は、御承知のとおり、本市の税収の中でも市民税と並ぶ重要な税であります。

現在、来年度の評価がえに向かって作業中ですが、御指摘のとおり、大幅に課税額が減少すると予測しております。予測される金額は、今年度と比較して、土地でおおよそ5,000万円の減少、家屋で1億5,000万円の減少、償却資産で3,000万円の減少を見込んでおり、年間ではおおよそ2億3,000万円の減少が見込まれます。

一方、工場等立地条例により課税免除となっていたTDK株式会社などの免除の適用期間が今年度で終了するため、来年度からは、おおよそ1億7,000万円の税収を見込むこ

とができます。

これらを考慮すると、平成24年度においては、今年度と比較して、固定資産税では6,000万円程度の収入減、都市計画税では1,000万円程度の収入減を予想しております。

次に、(3) 新年度の子ども向け手当の財源についてにお答えいたします。

現在の子ども手当は、本年8月に公布された特別措置法により、この10月から来年3月までの半年間について定められたものでありますが、この特別措置法において、平成24年度以降の恒久的な子供のための現金給付は、この法律に規定する子ども手当の額などをもとに、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とすること。また、その際には、地方と十分協議を行い、理解を得るよう努めることも規定されております。

さて、さきに小宮山厚生労働大臣が示した新年度の子ども向け手当の費用負担案に対し、地方6団体が異を唱えておりますのは御案内のとおりでございますが、その理由は、示された内容が地方に裁量の余地がない現金給付について、地方負担を一方的に拡大しようとするものであり、しかも、これに要する財源として、地方固有の財源であるはずの住民税増収分を、この手当に限定して充てるよう提案されたことによるものであります。

また、大前提であるはずの国と地方の協議の場で十分協議されないまま示されたことを考えますと、この提案は到底受け入れられるものではないとするのが、私ども地方6団体の立場であります。

全国市長会においても、去る11月17日に採択いたしました総合的な子育て支援策に関する決議の中で、新しい子ども向け手当の費用負担は全額国庫負担とすること、また地方増収分については、貴重な一般財源であり、その使い道は地方の裁量にゆだねること、また恒久的な制度のあり方については、今後、国と地方の協議の場などにおいて、十分協議を行った上で、制度設計を行うことなどについて言及しております。

現段階では、新年度の子ども向け手当も含め、国の総合的な子育て支援策がどのような内容になるのか不透明な状況であります。市といたしましては、全国市長会を通じ、国に対し真に実効のある協議を重ね、国民の理解が得られる形で成案が得られるよう強く求めてまいりたいと存じます。

次に、(4) 地方税におけるわがまち特例についてにお答えいたします。

わがまち特例は、本間議員御指摘のとおり制度と見受けられますが、政府の地域主権改革の理念を背景として、現行の地方税制度を自主的な判断と執行の責任を拡大する方向で抜本的に改革していくという方針のもと、国の過剰な制約を取り除き、地方団体の自主的な判断を重視しようという考えの一つの具体的なあらわれと評価しているところであります。

税制において、市の裁量の範囲が広がるという方向は大変好ましいものでありますが、一方、税のみならず市の施策や財政全般について、市民に対しより丁寧な説明が必要となるということでもあります。

わがまち特例は、今のところ考え方の提示にとどまっており、地方交付税との関係、また、平成24年度税制改正に盛り込まれるかも含め不明な点も多いのが実情であります。実現しました際には、市民生活の安定と定住の促進など、市の施策においてどう活用していくか検討してまいりたいと存じます。

次に、（５）県地方税滞納整理機構の実績についてにお答えいたします。

昨年度に本市から機構に引き継いだ事案は52件、税額で7,290万円余りとなっており、本市から派遣された職員が事案の処理に当たってまいりました。

この結果、差し押さえなどの滞納処分や自主納付により徴収した額は、本年9月末現在で3,080万円余りとなり、収入率は約42%となっております。

また、納付誓約書により今後の納付が約束されている金額を加えると、徴収見込み額は3,960万円余りとなり、収入率は約54%となります。

このように機構の実績は数値としても明らかなわけですが、それ以上の成果として、派遣された職員はもとより本市収納担当職員においても、機構などが実施する研修や捜索などを通じて着実に徴収技術の向上が図られたことは、機構設置のもう一つの目的であり、大いに評価しているところであります。

こうして担当職員一人一人が税の公平性の確保を意識し、事務処理に努めた結果、本年度における差し押さえ額は、12月1日号の市広報でもお知らせいたしましたが、10月末現在で既に昨年度実績を上回っております。

なお、機構は、平成24年度までの3年間の予定で設立されたものですが、本市では、来年度も職員を派遣する予定であり、引き続き滞納額の縮減に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、公の施設使用料の見直しについてにお答えいたします。

御質問の来年度以降、入浴施設を含め、公平性を根拠にさらなる見直しを行う施設があるのかどうかについてですが、本市の入浴施設は13施設あり、福祉目的の施設と観光目的の施設に分けられます。施設の規模やサービスの特性に違いがあることから、施設ごとに入浴料、休憩料が異なっており、また、高齢者福祉の観点から割引料金が設定されている施設もあるなど、調整になお時間を要する状況であります。

特に、観光目的の入浴施設については、料金の見直しが第三セクターを初めとする指定管理者の経営に大きく影響するため、慎重に見直し作業を進めているところであります。

また、改修中の水林球場については、工事終了後に使用料の見直しを行う予定であり、今回、使用料の見直しを行った施設についても社会情勢の変化や実勢に適応した使用料とするため、原則3年ごとに見直しを行うこととしており、見直しの進め方についても検討してまいりたいと考えております。

次に、原価計算の構成要素の妥当性についてですが、施設運営に要する費用は、光熱水費や人件費など維持管理貸し出しに要する費用と利用促進のための事業運営などに要する費用、及び用地取得や建物建設などに要する設置の費用、すなわちイニシャルコストから構成されております。

施設使用料算定の基本的な考え方としては、一般的には、イニシャルコストと維持管理貸し出しに要する費用と合わせて算出基礎とする方法と、維持管理貸し出しに要する費用だけを算出基礎とする方法があり、原則的にはイニシャルコストを含めたすべての費用を対象とすべきとされております。

このたびの見直しにおいて、イニシャルコストは、すべての市民に利用の機会を提供するための費用としてとらえ、行政が負担するものとし、維持管理貸し出しに要する費

用のみを原価の算入対象とし、利用者の負担ができるだけ少なくなるよう考慮したものであります。

次に、使用料を求める、求めないとする本市の基準とする考え方についてですが、地方自治法第225条で、「地方公共団体は、行政財産の目的外使用や公の施設の利用について、使用料を徴収することができる。」とされております。

また、同法第228条第1項で、「地方公共団体が住民から手数料、使用料を徴収する場合は、条例でその額を決めること。」とされております。

さまざまな行政サービスのうち、使用料、手数料として利用者、すなわち受益者から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の者が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであります。

公の施設を有効活用していただくことは、施設の設置目的にかなったことでありますが、施設を利用する人と利用しない人がいる中で、施設の利用で利益を受ける人に、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが市民の不公平感をなくすことにつながり、また、その収入によって、市民サービスの向上を図ることが可能となります。

いずれにしましても、効率的な施設運営とともに、事務の効率化を進め、利用者負担の軽減を図り、利用者の理解を得られる料金の設定に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、5、本荘地域の出張所、公民館の扱いについてにお答えいたします。

第2次行政改革大綱に掲げております出張所、公民館の見直しについてであります。私は、当面の間、出張所そのものは廃止しないものとし、その機能について公民館とのあり方とあわせて見直すとしてきております。

職員の定員管理や組織機構の簡素化の面から庁内で協議し、昨年度、この方針に基づいた原案を作成して、本年4月以降、機会あるごとに各地区の皆様にご説明してきたところであります。

この見直し案の内容は、第1点目として、各公民館が設置されている建物について、住民との協働による地域づくりという観点から、その名称を（仮称）地区交流センターとし、既存の名称との統一を図ること。

2点目としては、地域住民が出張所長に望む役割を勘案して、センター長を再任用職員とし、配置職員は現状の3名を原則とすることです。

この内容について、各地区ごとに協議をお願いしてまいりましたが、1点目の名称の統一については、「なれ親しんだ名称を変える必要があるのか」、また、2点目の再任用職員については、「所長・館長は責任ある職員でお願いしたい」との意見が多かったと報告を受けております。

私といたしましては、すべての地区から御理解が得られなければ実施しないとの考え方であり、このような状況を受け、出張所、公民館については、現行の状態で開催してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、東日本大震災後の備えについて、（1）瓦れきの受け入れについてにお答えいたします。

東日本大震災により発生した瓦れきの受け入れにつきましては、昨日、村上亨議員及び佐藤竹夫議員にお答えしましたとおり、被災地の早期復興に向けて、市民生活の安全

・安心を確保しつつ、協力できないか慎重に検討しているところであります。

これまでは、国や県からの通知などを判断材料としておりましたが、去る11月18日には、職員2名が岩手県宮古市で行われた国主催の視察に参加し、現地を確認してまいりました。

その結果、放射性物質による汚染の心配はもちろんです。本市が直接受け入れるには、あらかじめ前処理のための準備が必要であることなど、新たな課題も明らかとなったところであります。

このため、本市の施設の現状を踏まえながら、県全体の取り組みと連動し、果たし得る役割について、今後も検討を続けてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)共同備蓄指定品目についてにお答えいたします。

災害時に備え、県と市町村が協力して確保する共同備蓄指定品目につきましては、先月開催されました市町村防災担当課長連絡会議において、その内容が県側から示され、最大3万8,000人に上るとされる被災者の7割に当たる2万8,000人分の物資を県と市町村で半分ずつ備蓄するとしております。

共同備蓄指定品として指定されました19品目の内訳は、食料品などが5品目、防寒用品が2品目、衛生用品が5品目、発電・照明機材が4品目、その他として医薬品セットなどが3品目となっており、本市においては、人口割で1,100人の避難者を想定し、その3日分の備蓄が必要となっております。

共同備蓄指定品目のうち、食料品については、市内大規模小売店舗との災害時相互援助協定を中心に対応してまいりますし、毛布などの防寒用品、紙おむつなど衛生用品につきましては、既に備蓄している数量を精査しながら、不足分について、年次計画により備蓄してまいります。

また、発電・照明機材につきましては、自家発電機、投光器などの購入について、今定例会に提案申し上げており、今後もその他の備蓄品とあわせ、目標数量の達成に向け順次整備してまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、備蓄品の保管場所につきましては、現在、市内16カ所に備蓄倉庫がございますが、県による新たな津波被害想定区域の設定による標高などを考慮しながら、分散備蓄に向け各地域と協議を進めてまいります。

次に、(3)市職員に防災士の資格取得についてにお答えいたします。

防災士は、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人に対し、NPO法人日本防災士機構が認定する民間資格であります。

災害時はもとより、日常から防災活動の中心的役割を担い、市民生活の安全・安心につながる重要な資格でありますので、先進地における防災士の役割なども研究しながら、消防職員を含めた市職員、さらには自主防災組織とも協議を進め、計画的な資格取得について検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(4)災害時における避難所としての学校の対応指針については、教育長からお答えいたします。

次に、(5)本市沖にGPS波浪計を設置要望できないかについてにお答えいたします。

G P S 波浪計は、G P S 衛星を用いて沖に浮かべたブイの上下変動を計測して、波浪や潮位をリアルタイムで観測する機器として国土交通省が整備を進めており、平成20年7月から気象庁が津波情報へ活用しているところでございます。

しかしながら、G P S 波浪計は、港湾における潮位などの観測が本来の目的であるため、現状においては、国土交通省では津波観測のみを目的とした設置はしていないとのことであります。

一方で、最近発表された政府の防災基本計画修正案では、G P S 波浪計の充実についても記載されておりますので、今後、情報収集に努めながら、国土交通省へ要望してまいります。

次に、7、胃がん撲滅運動の実施についてにお答えいたします。

秋田県のがん死亡率の高さは全国一であり、現在全県挙げて、がん検診の推進に取り組んでいるところであります。

本市では、11月24日に胃がん内視鏡治療の世界的権威である国立国際医療研究センターの後藤田卓志医師を迎えて、がん予防講演会を開催いたしました。

後藤田医師は、由利組合総合病院を拠点に胃がん検診の新技术を探る研究をされており、講演会当日は、大勢の市民の皆様においでいただき、胃がん予防に対する関心の高さを改めて認識したところであります。

後藤田医師によりますと、ピロリ菌に感染しても胃がんが発生する確率は、1,000人に1人程度であり、50歳以上の方については、リスクのある除菌治療をするよりも、毎年がん検診を受けるほうが早期発見につながり、死亡率を下げることにより有効であるとのことでありました。

また、A B C 検診につきましては、現段階においてまだ研究途中であり、検診受診料や除菌費用への助成を行うことよりも、より有効と考えられるがん検診の受診率を上げることに全力を注いでまいりたいと考えております。

今年度の胃がん撲滅対策として、40歳と50歳に実施する胃がん検診助成事業により無料クーポン券の交付を実施し、同年齢での受診者が、昨年度に比較して9倍に増加しております。

また、新たな試みとして、日曜日検診を大腸がん、胸部総合検診と同時に実施したところ、87人が胃がん検診を受診しており、好評でありますので今後も継続してまいります。

市民の皆様には、がんに関する健康教室などで胃がん予防の啓発を推進するとともに、より一層受診率の向上に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、8、農地集積協力金制度についてにお答えいたします。

制度のねらいや協力金の内容などにつきましては、本間議員の御質問のとおりであります。また正式な制度の説明がありませんので、現時点でわかっている範囲でお答えいたします。

本制度には、面積に応じて交付する経営転換協力金と農地の連担化推進のための分散錯圃解消協力金とがあります。どちらの協力金につきましても、交付対象者は、稲作など土地を直接的に利用する土地利用型農業から経営転換する方、離農される方、農地の相続人のいずれかであります。

ただし、遊休農地の保有者はその対象外とされ、また、農業者本人や被相続人が農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

交付要件として、今後10年間、土地利用型作物の販売を行わない旨の誓約書が必要であることや、離農する農業者等については、すべての自作地を委任することなどが見込まれております。加えて、市町村が地域農業マスタープランを作成し、10年以上の農地貸し付けについて、農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に白紙委任し、マスタープランに位置づけられた、地域の中心となる経営体への貸し付けなどが確実に見込まれることが必要とされています。さらに、所有する主要な農業用機械を処分することなども付されております。

このように交付要件がかなり厳しい内容となっていることから、本事業の実行効果の予想は、現段階では困難であります。今後、事業内容の詳細がわかり次第、農家への周知に努めてまいります。

次に、9、TDKの人員削減計画についてにお答えいたします。

TDKが発表した経営合理化計画については、さきの市議会臨時会及び今定例会の初日に、発表後の経過などについて御報告申し上げたところであります。

経営合理化計画は、その内容によっては、本市やにかほ市を含めた秋田県域の地域経済、雇用環境を大きく左右するものであり、市民生活への影響を憂慮いたしております。

本市といたしましては、県やにかほ市との連携を図りながらの対応が必要と考え、それぞれの情報の共有を行っているところであります。

11月17日の秋田県知事とTDK役員との面談では、「秋田を中核拠点ととらえての再編により、できるだけ雇用の確保に努めたい」との意向が示されたことと県から報告を受けております。

現時点で秋田県域にかかわる計画は明らかではありませんが、本市には6カ所の生産拠点が存在することから、危機感を持って情報収集を行い、地元での雇用の維持が図られるよう強く要請してまいります。

次に、10、大阪府の教育基本条例案については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 本間明議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、6、東日本大震災後の備えについての（4）災害時における避難所としての学校の対応指針についてであります。学校は、災害発生時、大人数を一度に収容できる避難所として使用される可能性が大きいことから、ふだんから避難所としての準備を整える必要があります。

3月の東日本大震災発生時には尾崎小学校が、6月の子吉川の水害発生時には本荘東中学校が実際に避難所として使用され、その際には、校長を中心に教職員も協力し、食事を提供するなどの避難者への対応に当たりました。

市教育委員会では、本年9月に秋田県教育委員会が災害時における避難所としての学校の対応指針を示したのを受けて、市内各小中学校に対しまして、その周知を徹底し、平成22年に市危機管理課で作成した由利本荘市避難所開設運用マニュアルとともに、避

難所としての備えに活用するよう指示したところであります。

災害時において学校は、教職員が児童生徒の安否確認や保護者の状況の把握を行う一方、避難所に指定された場合には、避難所運営の業務の一部を担うことになり、その役割は大きいものと認識しております。

各学校では、県教育委員会の対応指針を受けて、避難所となった場合を想定して平時の備えと災害時の対応について検討を重ねておりますので、市教育委員会といたしましても、避難所としての施設整備を図るとともに、災害発生時には、市の災害対策部署と連携を密にして、市民の安全確保に努めてまいります。

次に、10、大阪府の教育基本条例案についてにお答えいたします。

大阪府教育基本条例案が議会に提出された背景の一つには、全国学力・学習状況調査の結果から見てきた学力や家庭・地域の教育力の課題等があると推察しております。

実際に、この条例案の中には、校長や副校長の職責や教員の資質向上、家庭における保護者の務め、学校協議会の役割などのほか、教育行政に対する政治の関与等についての条文が示されております。

本間議員が述べられておられますように、文部科学省から出されている教育委員会制度では、教育委員会は首長から独立した合議制の執行機関として位置づけられており、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、この3点が教育委員会制度の意義とされております。

したがって、市教育委員会といたしましては、教育行政の執行に当たっては、政治的中立性を確保しながら、本市の学校教育の目標である人間性豊かで進取の気性に富む、たくましい子どもの育成を目指してまいります。

具体的には、県の教育施策等を積極的に活用しながら、学校の一層の活性化を図ってまいります。また、本県でも実施している個々の教員が設定した目標の達成状況を評価する人事評価等を活用しながら、教員の資質向上を図り、義務教育の9カ年を見通した継続的、安定的な教育を推進してまいります。

さらに、本市学校教育の重点施策である開かれた学校づくりを目指し、今後も地域との連携を強化しながら、特色ある学校づくりに取り組んでまいります。

今後も、本県学校教育が目指す豊かな人間性をはぐくむ学校教育を踏まえ、学校が果たすべき役割である子供の成長の保障と学力の保障を果たすために、各学校が地域と協力して取り組んでいくことができるよう支援してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（渡部功君） 24番本間明君、再質問ありませんか。

24番（本間明君） 時間が押してますので簡潔に再質問申し上げます。瓦れきの受け入れについてですが、これは私だけでなく、昨日から大変多く質問がありました。市長の答弁は、瓦れきの持ち込み、いろいろ焼却をしながら焼却灰のという一連の仕組みというか、流れがあるわけですがけれども、要するに洗浄といったような大がかりな事態も想定されるから、それが市で全体的な対応ができないので、部分的な対応にならざるを得ないのでないかという答弁のように私はうかがいました。

この扱いについては、人間の考え方で、隣のお宅が大変苦しんでいるのに、それを助

けないわけにはいかないでしょうという極めて情緒的なタイプの方と、それから、いやいや、そうではなくて、たとえ微量であっても、何かほかの機関がいいと言っても、物理的に本当にこれは安全なのかどうかということを確認しないとだめなんじゃないかって考える方と、どうも2通りあって、二分されているというふうに私は感じます。

というのは、議会に今陳情が出されてまして、うちの会派でもいろいろ議論しましたけれども、この瓦れきの受け入れについて、いろんな考えがあるものですから、難しいというふうに認識しています。その上に立って、洗浄の部分を言われましたので、それがクリアできれば、あとは市のほうで受け入れるという基本的な考えなのかどうかということを中心に質問させていただきたいと思います。

それからもう1点、TDKの関連ですけれども、情報共有のお話をされました。ただ新聞ですけれども、先月の29日、横山にかほ市長がTDKのほうへ事情を聞きに行ったという報道があったものですから、というあたりのところが具体的に長谷部市長との情報共有の問題からいって、お互いにばらばら行くことがどうなのかという問題もありますけれども、その辺のこの先の情報共有のあり方というものをどう考えていらっしゃるか、2点についてお願いをいたします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 瓦れきの受け入れについては、昨日から御答弁を申し上げておりますが、非常に慎重に対応しているところであります。まだ、県のほうからも改めて内容が示されておりません。本間議員がおっしゃるとおり、慎重派と、そういうことでなくて、受け入れたらどうだという意見も確かにあることを承知はいたしておりますけれども、現段階では、私としては市民の安全・安心というものを確認できなければ、そう簡単に受け入れるわけにはいかないのではないかと。そういうことで現地に職員2名を派遣して、実際に現地を見て勉強してきていただいたわけでありまして。そういう状況を踏まえながら、市も独自の判断をしていかなければなりません。いずれ、昨日から答弁しておりますとおり、慎重な取り組みをしていきたいということで御理解を願いたいなど、このように思います。

それから、TDKの人員削減についてですけれども、我々の情報では、あくまでも由利本荘はTDKの生産拠点だという位置づけで、雇用はできるだけ確保したいというニュアンスで受けとめております。横山市長がTDK本社に行かれたということをも私も報道で知りましたが、我々が今、TDKの社長、あるいは会長に行っても同じ回答が来るだろうと思っております。いずれ、県とにかほ市と由利本荘市、事務方では毎日のように連絡を取り合っておりますし、そういうことで情報の共有を図ってまいっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

議長（渡部功君） 24番本間明君、再々質問ありませんか。

24番（本間明君） ありません。

議長（渡部功君） 以上で、24番本間明君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前 11 時 00 分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5 番堀川喜久雄君の発言を許します。5 番堀川喜久雄君。

【5 番（堀川喜久雄君）登壇】

5 番（堀川喜久雄君） 創風の堀川喜久雄でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

さて、これまで市民皆様の御支援をいただいていたグループ創風とせいゆう会は、9 月 30 日をもって合流し、新会派「創風」を結成させていただきました。新会派「創風」は、さわやかな風をつくることを念頭にしつつ、市政を市民のより身近なものに、そして、市民の声を広く市政に反映させるべく提案型を基本的スタンスとしながら、議会活動を展開していこうとしている会派であります。

所属議員一同、心新たに努力していくことを誓い合っているところであり、旧会派同様、議会初め市民皆様の変わらぬ御支援、御教示を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の質問項目であります。私は、以下 5 点につき質問をさせていただきます。

1、合併特例債の期間延長について、2、緊急雇用対策事業について、3、未利用市有地の利用促進策について、4、学校図書館の図書購入費について、5、冬場を迎える火災・救急体制について、以上 5 点につきまして質問をさせていただきます。

まず、第 1 点目は、合併特例債の期間延長についてであります。

平成の大合併で誕生した全国の各自治体で活用できる合併特例債は、御承知のように、合併後 10 年間でこれまで国が認めてきた期間でありました。しかし、東日本大震災によって、復興のための財源手当として、被災自治体には 10 年を 15 年にすることが議員立法で 8 月に決定されました。

これに引き続き、今国会で、被災自治体にはさらに 5 年を加えた計 10 年間の延長となり合計 20 年間に、加えて被災自治体以外の自治体にも 5 年間延長する方向であり、本市の場合は、これまでの 10 年が 15 年間に延長される方向で審議されております。

本市でも、これまで対象事業費の 95% の起債発行が可能で、元利償還金の 70% が普通交付税で措置される極めて有利な起債であるこの合併特例債は、大きな役割を担い活用されてきたことは言うまでもないことでもあります。特に、平成 27 年度から始まる普通交付税の合併算定がえの段階的縮減によって、平成 32 年度には現在と比較すると 40 億円余りが削減されることから、本市として合併特例債の期間が 5 年間延長されるということは、願ってもないことと思っているところであります。

合併特例債の対象事業は、新市の一体性の速やかな確立、新市の均衡ある発展に資すること、新市の建設を総合的かつ効果的に推進するための財源にするということであり、ます。

対象とする事業内容は漠然としているとも思うところでありますが、そこで（1）として、合併特例債の期間が延長されることを市としてどのように受けとめておられるか、率直なとらえ方をお伺いいたします。

また（2）として、5 年間延長されることに伴って、今後、どのような事業への充当を考えておられるのか、新たな計画事業も視野に入れておられるのか、将来のことであ

り不確定な面もありますが、希望を含めてでも結構ですので、可能な範囲でお答えいただきたいと思います。

また（３）として、市財政運営への影響、特に本市の実質公債費比率の低減等への影響についてもあわせてお伺いいたします。

次に、第２点目、緊急雇用対策事業についてお伺いいたします。

緊急雇用対策事業は、地域の雇用と失業情勢が厳しい中で離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県において基金を造成し、原則３カ年を期間としておおむね平成23年度末を終期として、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿をつくり出す事業を行っていると同っております。

それらの基金活用の事業構成は、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業、緊急雇用創出臨時対策基金事業を指しておりますが、本市でもこの基金を活用しながら雇用の拡大を図ってきていることは、皆様御承知のとおりであります。

しかしながら、本事業は、緊急雇用事業のうち重点分野雇用創造事業は24年度までとのことでありますが、大半が23年度末を終了期間としているため、本事業で雇用されている方々の来年４月以降の生活不安は、非常に大きなものがあると感じているところがあります。

本市として、若者の定住促進や地域づくりの面でも同基金事業の果たす役割は極めて大きいと思うのですが、（１）として、これまで取り組んでこられた実績において、雇用機会創出の面での同事業の評価をどのように受けておられるのかお伺いいたします。

また（２）として、市関係施設等において、本事業を活用した現時点での雇用者総数及び投入事業費総額、並びに民間を含めた由利本荘市内の雇用者総数及び投入事業費総額についてもお伺いいたします。

また（３）として、期間終了後における被雇用者への対応についてであります。就労あっせん等の新たな対策、特に市単独の施策などを考えておられるのかお伺いいたします。

次に、第３点目ですが、未利用市有地の利用促進策についてお伺いいたします。

ここで私が未利用地と言わせていただきましたが、これは、いわゆる住宅地周辺の利用されていないと思われる市有の宅地や雑種地などを指して申し上げているところがあります。

本年夏ごろだったと記憶しているのですが、くしくも秋田県では、用地の有効活用を促進するため、県有未利用地実態調査結果についての新聞報道がありました。

それによると、利用計画がある、売り出し中、いずれ売り出す、課題解決すれば売り出せる、売却困難などの分類をしたとのことですが、まことに時宜を得た取り組みであると思ったところがあります。

本市でも、学校統合に伴う旧校舎跡地や合併後廃止された公共施設跡地など、未利用と思われる公共用地も散見されるようになってきたと感じているところであり、（１）として、本市として県が行ったような調査をする考えはないかどうか。

また、去る３月の定例議会において、私から「住宅地周辺の遊休市有地の市民への払い下げを積極的に進めるべきではないか」と会派代表質問をいたしました。これに対する答弁では、「23年度に価格の見直しも検討しながら積極的に未利用地の解消に努め

る」との回答をいただいております。

そこで(2)として、現在までのところ、どの程度価格の見直しを検討されてきているのか。

また(3)として、未利用地の解消にどの程度具体的に取り組んでこられたのかもあわせてお伺いいたします。

さらに、地方分権推進計画の一環として、平成12年度から平成16年度までの5年間で、国土交通省所管のいわゆる里道や水路などの法定外公共用財産は市町村へ無償譲渡されております。

これらの土地について、機能が失われているものについては市民の要望に応じて払い下げをしているのでありますが、その際の売買価格について、由利本荘市は高いのではないかという御指摘があります。すなわち、国から無償譲渡された用地を本市では、ほかの一般財産同様の価格を設定しているのではないかということでもあります。

本市の場合、固定資産評価額を0.7で割り返し、これに形状に応じた補正率を乗じて算定しているようですが、ちなみに、隣接するにかほ市においては、固定資産評価額を0.7で割り返し、これに地価変動率を乗じたものにさらに0.5を乗じて算定しており、事法定外公共用財産においては、明らかに本市の算定価格がにかほ市に比較して高いのではと感じておりますし、合併前の旧町に比較しても高いという指摘がございます。

例えば、にかほ市と由利本荘市両市の境界線にかかわる法定外公共用財産の払い下げに際し、その払い下げ価格に隣接して大きな差が生ずるということになりかねないと思うのであり、(4)として、これら法定外公共用財産の価格設定においては、隣接市等の状況も勘案してふくあいが生じないようにするべきと思いますが、この点についてもどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、第4点目ではありますが、学校図書館の図書購入費についてお伺いいたします。

今さら申すまでもないことではありますが、子供の成長過程において本に親しむ習慣づけをすることは極めて重要であります。

今月12月19日にオープンするカダーレには、将来約22万冊の図書がおさめられる計画と伺っており、市民の学習意欲の喚起に大きな期待をするものであります。

その一方、市内小中学校の学校図書館の図書充実においては、なかなか十分な予算がつけてもらえないというのが実情のようでもあります。

2009年度の文部科学省が算定した地方交付税の中に占める図書購入費は214億円で、そのうち自治体が実際に予算化したのは8割弱、ちなみに、秋田県は53%の予算化率だったとの報道がございました。

そこで、地方交付税の算定は大変多岐にわたる項目があると同っておりますが、(1)として、本市の地方交付税の中で図書購入費が占める算定額は幾らになっているのか、また(2)として、予算化率は何%になっているのか、過去5年程度の推移もあわせてお伺いいたします。

今、全国的な財政難時代ではあります。未来を担う子供たちのため、地方交付税に算定されている図書購入費を可能な限り学校図書館に向けていただくようお願いしたいのでありますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、第5点目ではありますが、冬場を迎える火災・救急体制についてお伺いいたしま

す。

いよいよ冬将軍到来の時期を迎えておりますが、昨年のような豪雪にならなければよいかと案じているところでもあります。

さて、神奈川県の約半分の面積を有し、県内一広く、鳥海、矢島、東由利地域が特別豪雪地帯の指定を受け、その他市全域が豪雪地帯の指定となっている本市において、冬を迎えて不安になるのは、火災と救急に際しての雪による影響であります。

まず、消防施設の日常管理につきましては、緊急時の初期消火に役立つ消火栓はもちろん、防火水槽はすっぽりと厚い雪に覆われてしまいます。

冬場における無蓋の防火水槽や消火栓の除雪のための日常管理作業は、地域町内や消防の地元分団の大きな負担になってきていると言われております。

特に、消防の地元分団が担当する地域においては、このことが消防団員確保の障害にもなっているとも言われております。

そこで(1)として、市では、防火水槽や消火栓等の冬場における日常管理作業の地元負担の現状と、負担軽減策をどのようにお考えかお伺いいたします。

また、分署等から遠い地区においては、火災や救急のための緊急出動に際して、冬場の雪道であることから、現地到着まで少なからぬ影響が出てくるのではないかと心配されます。

火災においては、地元消防団との連携もあり、不安を抑えることは可能と思いますが、事救急に関しては、火災鎮圧以上に分署等から遠い地区からの要請の場合、当該地域の方々は、非常に大きなハンディを背負わされているということになります。

特に、大内地域の滝地区や羽広地区、あるいは鳥海地域の百宅地区等の方々にとって、救急要請時から到着までの所要時間を初め、患者の収容地点から市内病院までの搬送時間が長くなることへの不安が、冬本番を迎えて一層増幅されることが心配されます。

消防署及び各分署は、その出動頻度から見てどうしても人口密集地に配置される傾向にありますが、その一方、地理的ハンディのある遠い地域の市民をいかに迅速に搬送し、救える命を救うか、このことが常に背負わされている大きな十字架でもあらうと思えます。

そこで(2)として、消防本部といたしましては、分署等から遠い地域の市民の不安に対処するための救急搬送の戦術、あるいは対策というものはどのようなになっているのか、素朴な疑問に対する答弁をお願いいたします。

また、秋田県では、平成24年1月からドクターヘリの運行開始を目指していると報道されておりますが、これが運行されすと、医師や看護師を乗せて救急現場やその近くまで出動することになりますので、搬送時間の短縮だけではなく医師がいち早く患者に接触でき、搬送中も医師による観察・処置が可能であることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果が期待されると思っています。

そこで(3)として、秋田県のドクターヘリの活用に関しては、秋田県と本市消防本部はどのような連携をとっていくことになっているのか、あわせてお伺いいたします。

いずれにいたしましても、日々とうとい市民の生命と財産を守ってくださる消防業務に対するさらなる信頼と、安心を与えていただける御答弁をお願いするものであります。

以上、5項目につきまして質問をさせていただきました。御答弁のほどよろしくお願

いいいたします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 堀川喜久雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、合併特例債の期間延長について、（1）市の受けとめ方は、（2）今後の充当事業は、（3）市財政運営への影響はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市では、合併時に策定したまちづくり計画の実現に向けて、道路整備やケーブルテレビ拡張事業、小中学校の改築や公共施設の耐震補強、さらに、12月19日にオープンの文化交流館「カダーレ」建設など、合併特例債を市の一体感を醸成する事業の有効な財源として活用してまいりました。

御案内のとおり、合併特例債の発行期間は合併後の10年間ではありますが、東日本大震災による被災合併市町村にあっては、その実情にかんがみ、期間を5年間延長する法案が去る8月に国会で可決されております。

また、開会中の臨時国会では、被災合併市町村の発行期間をさらに5年延長して20年に、また被災市町村以外の発行期間を5年延長して15年とする法案が提出されております。

この法案が成立しますと、次期総合発展計画の貴重な財源として地方債の選択幅が拡大するなど、市としては、法案成立に大きな期待を寄せております。

充当が見込まれる事業につきましては、一例として国療跡地の整備などが考えられますが、具体的な事業につきましては、27年度から始まる次期総合発展計画を策定する中で検討してまいります。

また、合併特例債発行の延長も含めまして市債の発行につきましては、今後も公債費負担適正化計画を遵守して、財政の健全化に努めてまいります。

次に、2、緊急雇用対策事業についての（1）同事業の評価は、（2）雇用者総数及び事業費総額は、（3）期間終了後の被雇用者への対応はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、本事業での雇用者総数、総事業費について、本年度の実績見込み額を含めて申し上げます。

継続的な雇用機会の創出を目的としたふるさと雇用再生事業では、72名の方々が雇用期間を更新し、継続雇用されております。総事業費は、3年間で合わせて3億5,920万円です。

また、次の雇用機会までの短期間の雇用、就業機会までのスキルアップを目的とした緊急雇用創出事業では、3年間で延べ445名が雇用され、総事業費は、6億2,990万円です。

これらの事業は、厳しい経済雇用状況を踏まえ、緊急的な雇用対策事業として、平成21年度から23年度までの3カ年の限定で国・県の基金を活用した事業であります。

2つの事業を合わせ、500名を超える新たな雇用創出と環境整備や産業振興分野などでの事業展開は、市にとって大きな効果があったものと高く評価しているところであります。

次に、雇用期間終了後の対応についてであります。ふるさと雇用再生事業では、これまでの継続雇用を生かした引き続きの雇用を委託業者に働きかけているところであります。

一方、緊急雇用創出事業では、次の就業機会までの短期間の雇用を目的としている事業であり、引き続き市の単独事業での雇用は難しいものであることから、雇用環境の安定していない現況を踏まえ、国や県に対し、事業の継続やソフトランディングについてお願いしてきたところであります。

その結果、緊急雇用創出事業のうち、介護、観光、産業振興などの11のメニューが重点分野事業として位置づけられ、平成24年度まで延長されることとなりました。

本市においても、これらの事業を活用し、来年度に向けた事業検討を行っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3、未利用市有地の利用促進策について、(1)未利用市有地の実態調査をする考えは、(2)価格見直しの進捗状況は、(3)未利用地解消の具体化はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

これまで本市が所有する土地のうち、利用等の計画がない未利用地については、公募等による売却を図っているところであります。議員が御指摘されたとおり、県においては、昨年度、公有財産利用状況調査を実施しており、結果については、本年6月に新聞で報道されたとおりであります。

本市においても、保有資産の有効活用、自主財源の確保を図るという見地から、売却、貸し付け等も含めた取り組みを進めるに当たって、十分に参考にすべき取り組みであると認識しており、今後、調査方法等を検討してまいります。

また、住宅地周辺の未利用地の払い下げについては、去る3月定例会の代表質問において答弁いたしましたとおり、今年度は固定資産の評価額に準じて価格を見直した上、5件の宅地について、この11月30日から今月13日までを申し込み期間、20日を入札日として公募を実施中であります。

これについては、市広報、ホームページにも掲載をしており、多数の方の御参加を願っているところであります。

なお、未利用地の解消には、土地の形状、価格など難しい要素もありますが、今後も定期的な価格の見直しのほか、市広報、ホームページによる周知など既存の取り組みに加え、看板の設置など新たなPR方法を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(4)法定外公共用財産払い下げ価格設定はについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、法定外公共用財産の払い下げ額の算定に当たっては、本市では、固定資産評価額をもとに0.7で割り返した後、不整形地、無道路地などの場合は、固定資産評価基準に従い、個別の形状に応じた減額補正を行っております。

払い下げの申請者にとって、その対象である土地によって分断されている自己の所有地の一体利用が可能となり、全体の評価額の増加が見込まれるため、算定方法については妥当なものであると考えます。

また、にかほ市を含めた県内各市の算定基準における補正率も一様ではなく、補正を行っていない市もあるなど、現在、算定方法は統一されていない状況であります。申

請者には算定方法を詳細に説明し、納得していただけるように努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4、学校図書館の図書購入費について、(1)地方交付税の中の図書購入費算定額は、(2)予算化率については、教育長からお答えいたします。

次に、5、冬場を迎える火災・救急体制についての(1)消防施設の日常管理の負担軽減策はについてお答えいたします。

冬期間の消火栓など消防施設の管理については、常備消防・非常備消防が協力し、赤い旗などで目印をすることや、定期的に巡回し、消防水利までの経路を除雪するなど、対策を講じているところであります。

消防水利の定期的な調査は、地域の水利を把握することや破損等の状況を確認するという意味では重要な活動であり、これは除雪作業だけではなく周辺の除草作業なども含め、消防の果たす役割として、消防団員の皆様にも御理解をいただいているものと考えており、今後も継続してまいりたいと存じます。

しかしながら、本市は、特別豪雪地帯に指定されている地域もあり、消防水利周辺には雪を捨てないよう広報紙において呼びかけるとともに、火災発生時の活動に支障を来さないよう地域の皆様にも御協力をいただきながら、市民の安全・安心のため業務に当たる所存でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)遠隔地の救急搬送の不安解消策はについてお答えいたします。

本市では、救急体制の充実を図るため、2署6分署にそれぞれ救急車を配置しており、現場到着時間が長くなる地区については、管轄の署々にとらわれず、道路状況を勘案しながら近隣の署々から出動する態勢をとっております。

具体的には、大内地域の羽広地区の場合、主要地方道神岡南外道路が整備された後、近隣の東由利分署から出動することとし、本荘地域の石沢地区の場合は、合併に伴い由利分署から出動するよう見直しをしたところであります。

また、鳥海地域については、救急車が配備されて以降、矢島消防署と鳥海分署で現場までの距離や所要時間を考慮して出動範囲を定めております。

なお、秋田県では、平成24年1月に、医療体制の不十分な遠隔地の対策と救命率の向上を目的として、ドクターヘリの運航が開始される予定であります。

今後とも迅速な救急活動が実施できるよう、関係機関と連携を図ってまいります。

次に、(3)ドクターヘリ活用の協定内容はについてお答えいたします。

ドクターヘリについては、厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要綱に基づき、秋田県ドクターヘリ運航要領で運用することとなっており、出動要請の基準としては、1点目として、緊急性があること。2点目は、現場や搬送中にフライトドクターの観察及び処置が必要であること。3点目は、搬送時間の短縮や早期の医師の対応により、予後の改善が期待できること。のいずれかに該当することと定められております。

また、ドクターヘリの出動については、救急現場への出動と病院間の搬送を目的とした病院への出動で、どちらも出動要請基準に合致した場合、マニュアルに基づいて消防本部の判断で要請することとなっております。

本市の場合、最も遠いところで、基地病院である秋田赤十字病院から20分前後で到着する見込みであり、医療機関への搬送時間が大幅に短縮され、市民の安全と安心な暮ら

しに大きく役立つものと考えております。

以上でございます。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 堀川喜久雄議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

4の学校図書館の図書購入費について、（1）地方交付税の中の図書購入費算定額は、（2）予算化率についてはありますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

文部科学省は、学校図書館の図書資料の整備を目指し、学校図書館図書標準を設定し、平成14年度から18年度まで学校図書館図書整備5カ年計画のもと、また、平成19年度からは新学校図書館図書整備5カ年計画のもと、継続して地方財政措置が講じられております。

そこで、新学校図書館整備5カ年計画のもと、平成19年度から平成23年度までの地方交付税の中で図書購入費が占める算定額と予算化率の推移を申し上げます。

小中学校合わせますと、平成19年度の算定額に対する予算額は1,142万2,000円で、予算化率は43.3%、平成20年度は1,131万円で42.3%、平成21年度は1,235万1,000円で47.8%、平成22年度は1,237万4,000円で50.7%、平成23年度は1,237万5,000円で52.5%であり、平成19年度からの本市の予算化率の平均は、小中学校合わせて46.7%になっております。

読書は、学ぶ楽しさや知る喜びを感じたり、人生をよりよく生きる力を身につけたりするために極めて大切な活動であり、学校図書館の果たす役割は、一層大きなものとなっております。

また、学校図書館の充実のために、社団法人から平成10年度より継続して環境図書の寄贈を受けたり、中学校の図書購入のために個人の方から寄附金をいただくなど、多大な御協力をいただいております。

さらに、文化交流館「カダレ」には中央図書館が新しく開館し、市民全体の読書の場としての活用が大きく期待できるとともに、学校図書館と連携し、学習に使用する関連図書や資料を公立図書館から提供を受けるなどのトライアングルプラン事業の一層の推進を図りたいと考えております。

今後も学校図書館における図書資料の計画的な整備を図り、本市の子供たちが、みずから本に手を伸ばす子供となるよう学校図書館の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（渡部功君） 5番堀川喜久雄君、再質問ありませんか。

5番（堀川喜久雄君） 御答弁ありがとうございました。2番の緊急雇用対策事業については、いろいろと取り組んでおられる内容を御説明いただきまして大変期待を感じたわけですが、いろいろ県なりさまざまな情報を収集しながら、そういった方々の再雇用といたしますか、そういう方面にさらに力を入れていただくように希望したいというふうに思っております。

それから、学校図書館の図書購入費については、今教育長からお話がありましたように、平均の46%程度ということでございました。秋田県が53%程度ということでありますので、何となくそれに配慮をしたのかなというような感じもしないわけでもないわけですが、教育長も今おっしゃったように、子供に対する本の力というものは非常に大きいことでもありますので、できるだけ予算化、地方交付税で算定される額に少しでも近づくような、そういう方向での御検討をお願いしたいというふうに思っております。もちろんこれから新年度に向けて予算協議に入るとは思いますが、財政当局もどうかその辺も御配慮いただきながら、予算に向けてお願いしたいというふうに思っております。そのことを申し述べて質問を終わります。答弁は要りません。

議長（渡部功君） 以上で、5番堀川喜久雄君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番佐藤勇君の発言を許します。

【12番（佐藤勇君）登壇】

12番（佐藤勇君） 市民クラブの佐藤勇と申します。議長の許可を得ましたので、通告順に従って質問をいたします。大項目3点についてお伺いをいたすものでございます。

大項目1番、消防庁舎建設について、（1）基本設計について、 の基本設計に至る過程について。

今回、このような高額の建設に対して、市民が関心を持つことは当然であり、また持たなければなりません。消防庁舎建設に関しては、これまで一般質問や協議会等で先般ようやく大筋を示していただいたところであります。

しかしながら、市民全体としてはなかなか周知し得ないところであります。インターネットをすべての市民が開くわけではないと思います。よって、市民にかわって質問をいたすものであります。

我が由利本荘市民の生命・財産を災害から未然に防ぎ、安全・安心な市民生活のできる由利本荘市に住んでよかったと心から思え、実感のできるまちづくりを目指すための大きな役割を担っているのが、まさしく消防署職員、そして地域の消防団であると私は思っております。

その関係者に対しまして、日ごろの御活動に心から感謝と敬意を表すところであります。このことは市民みんなの心でありましょう。まさに、消防組織・消防の精神こそがまちづくりのかなめであります。

先般、美倉町に建設が決定いたし、今回の基本設計の契約に関して、JV5者を指名し、そのうちの1組、久米・村上建築設計共同企業体と、この7日に契約をいたしまして、3月21日が納期となっているようであります。

そこで、市民生活に一番身近な、生命・財産、そして安全・安心をゆだねることができる消防署、新消防庁舎が今後どのようなよい建築物を目指して、どのような順序を経てでき上がっていくのだろうかというところが、市民の最も関心を寄せるところではな

いかと存じます。

実施設計を終え、着工して建設が終了してから、ああしてほしい、こうあればよかったでは遅いわけであります。基本設計段階で発注者側の提案が取り入れられるよう望むものであり、それが一般質問をいたす理由でもございます。

基本計画、検討の目的としては、新庁舎建設時に採用すべき事業手法並びに発注方法について、民間活力の可能性、これはPFIと専門用語のようではありますが、これらを初め、検討過程における市民参加や、最近の動向と事例を踏まえて幅広い視点から知見を収集し、反映すべき時代の流れと実現の可能性を踏まえて、望ましい方向性を導き出すことを目的として、総合的な視点で検討するべきものと考えます。

よって、基本設計の経緯の中で、どれほどの市民の要望等が盛り込まれた設計を目指しているのか、基本設計委託契約までの経緯についてお伺いいたすものであります。

次に、市民の要望や地元業者への配慮などについて。

公共工事も大幅に減少、民間工事も低迷しており、事業環境において一向に好転の兆しが見えない中で、地元業者への配慮などはどうお考えなのか、どう形にあらわしてまいるのか。

参考であります。秋田県五城目町は、今年度新庁舎建設予定で、基本設計業務を県内地元2者に発注したと伺っております。

次に、プロポーザル方式のメリットとデメリットについて伺います。

プロポーザル方式を評価いたすことで質問を申し上げるものでございますが、新消防庁舎の事業手法の検討には、厳しい財政状況のもと、少ない経費で社会資本を整備し、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することが求められます。

公共施設等の整備等に係る事業手法にPFIを初め、民間の資金やノウハウを活用するさまざまな事業手法が取り入れられてきております。よって、最も有効な事業手法を選択する必要があると考えます。

由利本荘市が計画している新消防庁舎の建設に係る基本設計業務を発注するため、柔軟な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的としたものと存じます。

このことは、この庁舎の建設にかかわらず、今後の事業あるいはこれまでの事業等すべてに通じておることと思っておりますが、今回の建設基本設計でプロポーザル方式を採用したことについては異論もございません。

設計者の選定方法については、競争入札方式、指名プロポーザル方式、コンペ方式とおおむね3通りあるわけでありましたが、それぞれメリット・デメリットがございます。

プロポーザル方式は、提出された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する手法であると言います。

したがって、具体的な設計案ではなく、設計者の考え方を評価し、人を選ぶことを目的としております。

設計案を選ぶものではないので、市民参加等で設計を進めることが可能である反面、必ずしもデザインの的に独創的な設計になるとは限らず、独創性に乏しくなる可能性がある、また、判定基準の設定が難しいと言われます。

プロポーザル方式においては、設計段階でも要望を入れられるというメリットがある

ようであります。その際の変更には、費用は生じないなど取り決めもあるようであります。それらがプロポーザル方式のメリットであろうと思います。

競争入札方式は、提示する条件（仕様書）に対し、設計料の入札を行い、その中から一番安価な入札者、設計料の金額だけで選定する方法で、建設工事等では一般的な手法であります。

しかしながら、設計段階において発注者側の提案を取り入れる必要がありますし、獨創性に富んだ庁舎とするよりも機能性や環境に配慮した庁舎となるように技術力に重点を置くことが求められます。その観点からもプロポーザル方式はよかったと思っております。

プロポーザル方式のデメリットとしては、先ほど申し上げました判定基準の設定が難しいということだそうではありますが、この判定基準の設定が難しいということはどういうことなのだろうか、またそれをデメリットにしないでメリットに近づけることができるとしたら、どのような手だて、あるいはどのような努力を期待できるのでしょうか、お伺いするものであります。

次に、（２）基本方針について。

当局の基本計画策定に当たっては、消防庁舎建設案において、基本方針としてコンセプトという言葉で概略を表現いたしております。その３つのコンセプトについてお尋ねいたします。

由利本荘市における防災活動拠点としての整備について、ア、１階基礎部分を免震構造にすることについて。

質問の免震技術の最大の目的は、大地震の際の人命や財産の被害を防ぐと言われることとあります。免震構造にするべきとの前提で質問をさせていただきます。

説明では、津波に対してはかなりの注意を払っているように感じ取れますが、地震に耐える構造には、耐震構造と免震構造、そして制震構造の３種類があるようでございます。

本市が取り入れようとしている耐震構造というのは、地震の際に建物にかかる力を建物の強度だけで支える構造のこととあります。最も一般的な構造が耐震構造であり、大きな地震が来ても倒壊しないことを前提に考えられ、建物自体が地震に耐えるような強度としてつくられているものであります。

耐震構造と呼ばれる新耐震設計法では、震度４から５弱までの地震に対しては、ほとんど損傷を受けず、震度５強以上の強い地震であっても、倒壊を防止するレベルでつくられているそうとあります。

しかしながら、地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造であり、地震エネルギーがそのまま建築物全体に受けるので、免震、制震に比べ地震時に建物本体への亀裂や壁、家具等、室内の備品の損傷が大きくなる危険性が指摘されております。

しかし、どの構造の手法も地震による力をゼロに抑えることはできないので、現在は耐震構造や免震構造が併用されてきているのが実例のようであります。

最近の新庁舎建設に取り入れてきているのが、質問の免震構造であります。

免震構造とは、建物と地盤との間に積層ゴムなどの特殊な装置をつけ、免震層をつくることで地震力を建物に直接伝えないようにした構造のこととあります。

地震に強だけでなく、揺れそのものを軽減することによって、耐震とは逆に室内の家具、備品の損傷等の被害を防ぐことであります。免震構造は、地震の揺れを免震装置で吸収し、建物上部への地震エネルギーの伝わりを抑えます。

耐震設計の構造と比較して、大地震時には、揺れの強さを3分の1から5分の1に抑えるため建物へのダメージはなく、室内での被害がほとんどゼロに近く抑えることや、免震構造は床下につくものであり、上部の建物形状に影響が出ないのもメリットのようでもあります。

免震は縦揺れに弱いとありますが、建物の倒壊につきましては、どちらだけが問題ということではなく、建物が倒壊しなくても横揺れが激しいと、構造本体へのひび割れや室内の設備・家具が倒れたり、間仕切り壁の破損等、室内での死傷者が出るのが実例として挙げられております。

地震の死亡原因の約80%が、建物の倒壊や家具の転倒による圧死、窒息死となっているようでもあります。

免震構造は、耐震構造と比較して飛躍的に耐震性を向上させることが可能で、人命の安全はもちろんのこと、重要な機器・計器類や大切な備品・家具等を安全に守り、物が倒れてガラスの破片でけがをすることも無いということでもあります。

一方、免震構造のデメリットといたしましては、まずコストが割高であること、さらにプランニングに制約があることや定期点検などもあるようです。また、確認申請上は特殊な扱いになるなどでもあります。

しかしながら、建築時に少々割高であっても、そのことによって長期にわたる資産価値が向上し、その結果、地震に対して優良な建物が安く得られることとなります。

耐震構造が建築物に直接揺れを受ける構造であるのに対し、免震構造は揺れを土台から回避することを目的といたしております。大地震時の被害をなくしたい場合は、免震構造が適していると言われます。また今後、間違いなく日本で主流の構造となっていくと言われております。

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物が多大な被害をこうむり、多くの貴重な人命が失われ、改めて耐震設計のあり方が問われました。

大地震ごとに新耐震基準ができてはおりますが、ちなみに、今年23年の3月春に竣工した山形県鶴岡市消防本部は、5階建て免震構造で、屋上には20メートル四方のヘリポートを設置いたしております。

また、長岡市消防本部も昨年、4階建ての消防庁舎を新築いたしておりますが、こちらでも免震構造でありました。

3月の大震災を教訓に、なぜ新設の消防防災センターを免震構造にしたのであろうか。当局は、近年新設した御当地に出向いて研修、研究などされたのでしょうか。もしなされたとすれば、いつごろでしょうか。免震構造について、どのような認識をお持ちなのかお伺いいたします。

次に、イ、耐震グレード 類の内容について。

大地震の際の構造部分の被害想定によって、5段階のグレードに分けられており、病院、学校等主要な建物の区別があるようではありますが、簡潔にお知らせ願います。

次に、ウ、大規模災害時に避難場所としての機能を果たせるのか。

この課題についても、建築の構造手法に大いに関係してくるわけではありますが、大規模災害時には、3階を住民の避難場所として利用できると安心感を与えておりますが、本当にその機能を果たせるのか、その機能の発揮が可能であるのか。

さらには、津波が来た場合、1階層を津波の抜け道にするなどの説明を受けましたが、本当に現実的でありましょうか。巨大な流出物により、あの頑丈な鉄骨、橋などがこっぴみじんに砕けるのを目の当たりにして、波・水だけがスムーズに流れていくものでしょうか。

大規模地震の災害時には、建物の崩壊や構造体の破損、内装材の脱落、ガラス破損、家具・備品類の転倒、扉のゆがみによる開閉の不能などが障害となり、使用できないことが予想されます。

気持ちと目標としての想定は理解できますが、現実的に避難誘導をして3階まで導くことが可能でしょうか、私はいささか疑問に思うのであります。

電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインに被害が発生し、防火対象物での活動において影響を及ぼすことが予想されます。過去の地震では、ライフライン復旧まで長期間要するケースがデータとして残されております。

次に、総合訓練施設の整備について。

訓練施設の整備については、実践的な消火訓練や救助訓練が行える施設を整備すると説明を受けております。実践的な演習でのスペースや、災害の多様化や大規模化による広域応援体制である緊急消防援助隊の充実強化が進められております。その受援体制の集結場所の確保や市の消防訓練大会等はい行い得るのかについて質問をいたします。

次に、住民に開かれ、人と環境に優しい消防庁舎の整備についてであります。

ア、省電力、冷暖房効率など環境負荷の低減とは具体的にどのような内容が設計に盛り込まれるのか、目指しているのか、その形態等は。

次に、イ、非常用飲料水等の設備について。

耐震防火水槽とありますが、給水設備、雑用水・飲料水の緊急時地下貯水槽・非常用飲料水兼用などの設備は、どのような設計規模、形態なのでありましょうか。

次に、ウ、女性消防士採用に配慮した施設整備に関して。

女性消防士が全国各地で採用されてきておりますが、当市も含め、現消防庁舎では女性向けの設備が整っていない施設が多く、何人でも採用できるという状況にはなっていないと思います。新築と同時に男女雇用機会均等法に即した男女共同参画社会に対応するため女性消防士採用を目指した施設整備では、どのような配慮を検討されているのか。

次に、エ、車両点検時の排気ガス対策や出勤時の近隣に対する配慮は。

建設予定地は、住宅街のど真ん中であります。毎日行う車両の点検時の排気ガス対策や、出勤時、近隣の迷惑にならないのか。真に人と環境に優しい消防庁舎になり得るのかについてお伺いいたします。

次に、オ、太陽光発電の導入について。

太陽光発電の導入については、地球温暖化、環境に配慮し、庁舎で使用する電力の一部を太陽光発電等で補うなどの発想はないものか。

完成した文化交流館にぜひ取り入れるべきとの再三の提案にも残念ながら応じてもらえませんでした。これからの公共施設には、ぜひクリーンなエネルギーの例を示し、

実績を上げてほしいと存じます。

太陽光パネルなどを採用し、発電状況を玄関ホールに表示するなどしてはいかがでしょうか。

最近新設した消防庁舎では、冷暖房設備に地中熱を利用したところもございました。次に、(3)ヘリポート設置について。

防災ヘリコプターの緊急離発着場は、ぜひ必要であると考えます。

大規模な災害が発生した場合、救急・救助、消火及び情報収集等の消防活動は、防災ヘリコプターと連携することにより効果的に行えます。災害対応能力を強化するため、建設敷地面積にも限りがありますし、防災ヘリコプターが緊急離発着できる屋上を利用したヘリポートを設置することを再度提案するものであります。

さきの答弁では、「建設敷地は足りないが、近隣にヘリポート代替の河川敷や救急医療機関がある」との説明を受けましたが、河川敷は、6月24日の洪水であれだけの被害を受けております。果たして、河川敷に安心感を持てるものでしょうか。

ちなみに、にかほ市消防本部も6月に、庁舎正面にヘリポートを設置いたしております。また、ことし新築の鶴岡市消防本部は、屋上にヘリポートを設置、昨年新築の長岡市消防本部は、隣が防災公園となっており、そこで実施訓練を行っているとのことでありま

す。消防署防災センターとヘリポート、これは時代の要請であると思いますが、設置の意向はないのかお伺いいたします。

(4) デジタル無線への対応について。

平成28年5月31日の切りかえ期限までの対応についてであります。電波の有効利用と通信の高度化を図るために、平成28年5月31日まで現行のアナログ方式からデジタル方式への切りかえが必要となっております。

これには多額の経費を要するということでもありますので、隣接した複数の消防本部が基地局などの設備を共同して利用するなど、効率的な整備が必要と言われております。

また、特に消防指令業務においても、高度で複雑な災害対応や効率的な救急サービスが求められていると同時に、中長期的な観点から消防力の充実強化に向けて、できるだけ広域的な運用を図ることが重要であると県ではコメントいたしております。

デジタル無線化の事業も、一自治体単独ではかなりの事業高になるようでありま

す。まだ先と言わず、今から準備体制に入り、庁舎建築とあわせ、もろもろの研究を積み重ねていくべきではないでしょうか。

電波の数や地域の状況によっては、中継基地局もかなりの数を設置しなければならないようでありま

すし、電波の状況調査、また現在もITを駆使しての無線通信など、業務を遂行しておられると存じま

すが、より高度な高機能消防通信システムの導入やこのデジタル無線化に即応できる人材の確保、修練等の体制を整えておく必要があると存じま

す。そのデジタル化への対応の実態と進みぐあいについてお伺いいたします。

一例を挙げると、新潟県では、無線デジタル化の整備費用を低廉化する観点から、今年度、全県の電波伝搬調査を実施いたしております。高機能消防通信業務、これは本市も組み入れていると伺いましたが、このシステムの共同化も検討しているようでありま

す。低廉化とスケールメリットの関係から基本設計業務、業者選定など県が責任を持っ

て行い、実施段階では各市町村にゆだねるという方法で進められておるそうでありま
す。市町村は財政的にも厳しい状況に置かれているのが現状であります。県の方向性はど
うなのか、事業費も約10億円前後という話もあります。その財源等についての調査など
は行っているものでしょうか。

例えば、広域で人口が何万人いれば、総務省の財政支援がないのか。各自治体の財政
難は、国・県が一番よくわかっていることでもあります。県はどう指導され、どう取り
組んでおられるのでありましょか。

鶴岡市消防本部では、それに向けて、いつでも設置可能な建設に配慮したと伺って
おります。

いずれこのデジタル無線化事業においては、期限つきで避けて通れないものであり
ます。また、この部分だけでも、まだ広域連携化の可能性を残していることも否定でき
ません。

次に、大項目2、合併特例債について、合併特例債延長の場合の市の対応について
であります。

政府は1日、合併した市町村が発行できる合併特例債の発行期間を5年間延長する特
例法改正案を閣議決定いたしました。

閣議決定とは、政府の意思決定機関である閣議において、全大臣合意のもとに決定さ
れる政府全体の合意事項ということであり、ほぼ決定したと解釈しても問題ないと思
いますが、東日本大震災の被災地は合併後20年間に、被災地以外は15年間にする。今国会
中の成立を目指していると言われます。

被災地の発行期間を長くするのは、震災後に合併関連事業を凍結し、復旧・復興を優
先している地方自治体を救済するのが目的であります。被災地以外の合併自治体にお
いても、防災計画の変更などに伴って施設建設計画を見直す自治体が多いとして、発行
期間を延長することとしたものであります。秋田県内でもこれに倣って、延長あるいは見
直したところもございます。

広域ごみ焼却場は18年度から取り組んできた部分でございます。そして、このたびの
消防庁舎建設あるいは通信指令業務等の広域化等もすべて白紙、それも合併特例債の借
入期限平成26年を念頭にして、他の事業も駆け足で遂行してきた感がござい
ます。

合併市町村は、合併特例債の元利償還の70%が後年度地方交付税に措置されるから
という安易な考え方では、合併して10年たって、残ったのは大きな借金と大型施設の維持
管理費となるのは必至であることを肝に銘じなければならないと存じます。これを確認
して質問いたします。

次に、大項目3でございます。地域づくり推進事業についてであります。

本市は、平成18年度から行政による内部評価の取り組みが進められ、新たに平成22年
度から内部評価が市民の目線に立って行われているかを検証し、評価の客観性と信頼性
を確保することを目的に、第三者による外部評価の取り組みが行われました。

このことは、県内でも画期的な取り組みと評価いたすところであります。本年は、22
年度に行われた重点施策全204事業の中からハード、ソフト9つずつの18事業について
実施したものであります。評価に当たられた委員、そしてそれを整理し、報告書にま
とめ上げ公表したことを高く評価いたすものであります。

その中のソフト事業である地域づくり推進事業についての質問であります。この質問は、既に評価委員の方からも当局へ申し入れ、あるいは、質問等いたしている項目もございまして、二重となるかもしれませんが、質問と提案をさせていただきます。

(1)平成22年度の実施状況と市の自己評価について。

地域づくり推進事業は、市長就任後の目玉事業として平成21年に提案をなされ、平成22年度から執行しております。時宜を得た政策で、地域からも好評であったと評価いたしているものであります。今年度で実施2年目であり、24年度も実施されるということでもあります。

去る10月に平成23年度由利本荘市行政評価外部評価実施報告書が公表され、そのことによって、平成22年度の地域づくり推進事業の内容を確認することができました。私は、この事業を市民主体のまちづくりという観点から、大変よい試みだと思っております。

この事業の目的にもうたわれておりますように、住民と行政が協働してまちづくりを行うことは、本市市政運営に合致したものであり、この事業の着実な推進は、市民の期待にこたえることであり、住民自治の大いなる発展につながるものと考えております。

実施初年度の事業を題材にしての質問で少し酷な部分もございしますが、2カ年の実施経験によって、今後さらなる住民参加のまちづくり推進のため、本事業が一層の成果を上げるための改善点などはないのか、実施状況と市の自己評価はどうであったのかをお伺いいたします。

次に、(2)補助金交付要綱の改正理由についてをお伺いいたします。

22年度は事業の全額を交付し、安心な制度と銘打って事業を起こしたわけですが、2年目の23年度は10%、3年目の24年度からは原則25%の自己負担を求めています。

地域格差解消を念頭にした市長の特別な思い入れがあたりだったと思っておりますが、年々減額になるその理由をお聞かせください。

次に、(3)今後の市の対応について、二、三の提案をしながら質問をさせていただきます。まず22年度の実施概要について確認いたします。

地域づくり推進事業は、各地域に300万円ずつの予算計上をいたしまして、各地域協議会が事業を提案し、総合支所がまとめるという形で実施されております。

前置きは省略いたしまして、質問、提案をいたします。1つ目は、地域づくり推進とはどういうことか。何をもちて地域づくりの推進というのか。それは、何がどうなることで成果が出たと見るものでしょうか。

次ですが、市の単独事業は協働の中には入らないと思っております。単独事業が平成23年度も実施されているようでございますが、これを24年度からは除外すべきではないかと思っております。平成22年度の93事業のうち半数は、それ以前に行われてきた事業であります。

もう一つは、事業採択に関して、審査は、公平と説明責任の観点からも、合併してから7年にもなりますし、開かれた地域自治促進のために地域協議会から切り離し、新たに市民参加による審査会を設け、これに事業の採択の可否をゆだねることにしたらどうでありましょうか。

もう一つは、事業の採択に当たっては、何らかの形で住民参加が取り入れられることを提案いたします。

また、もう一つは、地域づくり推進事業実施者による公開での実践発表会のようなものを設けたらいかがでしょうか。

簡単であります、以上、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 佐藤勇議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、消防庁舎建設についての（1）基本設計について、基本設計に至る過程について、市民の要望や地元業者への配慮などについて、プロポーザル方式のメリットとデメリットについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

消防庁舎の基本設計に至る過程につきましては、関係部局と有識者で構成する検討委員会を設置し、去る9月14日に設計者の選定方法や基本設計の進め方などについて、具体的な検討に入ったところであります。

設計者の選定につきましては、消防本部庁舎の設計実績を有する代表企業と一級建築士が在籍する市内企業で構成する、設計共同企業体5者によるプロポーザル方式として選考を進めてまいりましたが、11月21日に開催された審査委員会において、久米設計・村上建築設計共同企業体を最優秀提案者として決定し、現在、契約に向けた手続を進めているところであります。

なお、市民の要望や地元業者への配慮などについてであります、基本構想の策定に当たっては、建設予定地周辺を初め各地域における説明会でいただいた御要望を、可能な限り取り入れて策定したものであり、また、設計者の選定に当たっては、地域を熟知した地元の事業所も参加いただけるよう配慮したものでございます。

プロポーザル方式のメリットとデメリットにつきましては、大きなメリットとして、高度な知識と豊かな経験を有する設計者を選定できるほか、具体的な設計内容について協議しながら決定していくことができ、発注者の意向を設計内容に反映しやすい点であると考えております。

一方、デメリットとしては、審査対象とする業務の実施方針や課題に対する提案について、評価基準の設定や技術提案書の作成などに一定の期間が必要になることが挙げられます。

今後の基本設計に当たっては、本年度中の完了に向けて、設計者の提案や有識者から御意見もいただきながら、さまざまな角度から十分に検討し、本市の消防庁舎にふさわしい基本設計としてまいります。

次に、（2）基本方針についての 由利本荘市における防災活動拠点としての整備について、ア、1階基礎部分を免震構造にすることについて、イ、耐震グレード 類の内容について、ウ、大規模災害時に避難場所としての機能を果たせるのか、総合訓練施設の整備について、住民に開かれ、人と環境に優しい消防庁舎の整備について、ア、省電力、冷暖房効率など環境負荷低減とは具体的にどういうことか、イ、非常用飲料水等の設備について、ウ、女性消防士採用に配慮した施設整備に関して、エ、車両点検時の排気ガス対策や出勤時の近隣に対する配慮は、オ、太陽光発電の導入については、関連がありますので一括してお答えいたします。

1階基礎部分を免震構造とすることにつきましては、地震に対しては有効であります。が、直接、上部構造に水圧がかかる津波に対しては不利であるほか、地下工事による工事費が割高になることから、鉄筋コンクリート造による耐震構造を前提としながら、消防業務の中核となる通信指令室については床免震構造とするなど、指令塔としての機能を充実してまいりたいと考えております。

耐震グレード 類の内容につきましては、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用でき、人命の安全確保に加えて、十分な機能を確保することを目標とし、官庁施設の総合耐震計画基準により定められたものであります。

大規模災害時に避難場所としての機能を果たせるのかにつきましては、基本構想において、一時避難場所として庁舎3階に150人程度を収容できる講堂や屋上の利用を含め計画しておりますが、災害発生時においては、多数の住民の避難が予想されることから、避難場所として有効に活用できるよう検討してまいります。

総合訓練施設の整備につきましては、訓練塔の整備を初め、実践的な消火訓練や救助訓練など各種訓練に対応できる総合訓練施設として計画しているところであります。消防団による消防操法大会については、出動分団のみならず、分団を支える各地域の皆さんの参加も考慮し、これまでどおり岩城地域の県消防学校において開催を予定しております。

省電力、冷暖房効率など環境負荷低減とは具体的にどういうことかにつきましては、環境配慮型の照明器具を基本とし、廊下や洗面所、階段などの照明には自動点灯装置を導入するほか、各諸室の規模や用途に応じて最適な空調設備を選定するなど、無駄な電力消費を抑え、ランニングコストを軽減いたします。

非常用飲料水等の設備についてであります。災害時において、飲料水等の確保は重要な課題の一つであると考えており、基本設計に当たっては、飲料水兼用の貯水槽の設置を含め、災害時のライフラインの確保について検討してまいりたいと考えております。

女性消防士採用に配慮した施設整備に関しては、女性消防士専用の仮眠室、シャワー室、洗面室、トイレを設置するほか、現場活動後の休憩室などについても、女性が働きやすい施設の充実を図る必要があると考えております。

車両点検時の排気ガス対策や出動時の近隣に対する配慮はについてであります。車両点検は、排気設備のある車庫内において実施する予定であります。出動時のサイレンの吹鳴は、法令で義務づけられたものであり、御理解を賜りたいと存じます。

また、緊急車両の通行につきましては、出動表示板の設置や誘導員を配置するなど、安全管理の徹底を検討しており、今後、設計者からも提案をいただきながら、できる限り対策を講じてまいりたいと考えております。

太陽光発電の導入につきましては、敷地内の照明を含めて、初期投資と長期的な維持管理のバランスを考慮しながら、積極的な活用を検討し、省エネとエコを兼ね備えた庁舎として整備いたします。

次に、(3)ヘリポートの設置についてにお答えいたします。

ヘリポート設置につきましては、子吉川の河川敷を緊急時のヘリポートとして利用できるほか、万が一の場合は、ホバーリングや付近の安全なスペースにおいても離発着が可能であります。

しかしながら、大規模災害の発生時には市民の安全確保が最優先であることから、消防庁舎屋上についてもヘリポートとして使用できるよう、今後の基本設計において検討してまいります。

次に、（４）デジタル無線への対応についてにお答えいたします。

消防救急デジタル無線については、移行期限の平成28年5月31日に合わせ、平成24年度に基本設計を、25年度に実施設計、26年度には本工事に着手し、27年度で完成、28年度に運用開始を予定しております。

本年度は、あらかじめ電波の届く範囲を地図上でシミュレーションをしながら、基地局候補地や回線構成を検討し、基本計画の策定に取り組んでいるところであります。

また、消防庁舎の建設は、平成26年度に完成予定であります。平成28年度無線デジタル化への移行にも容易に対応できるよう、拡張性と汎用性を持たせた高機能消防指令システムの整備を計画しており、スムーズに移行できるものと考えております。

次に、２、合併特例債について、合併特例債延長の場合の市の対応についてにお答えいたします。

合併特例債を市の一体感を醸成する事業の有効な財源として活用してきたことは、先ほど堀川議員にお答えしたとおりであります。

現在、開会中の臨時国会に合併特例債の発行期間延長法案が提出されておりますが、この法案が成立しますと、本市がこれから着手する平成27年度からの次期総合発展計画を策定する上で貴重な財源であり、公債費負担適正化計画との整合を図りながら、限度額を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、３、地域づくり推進事業について、（１）平成22年度の実施状況と市の自己評価についてにお答えいたします。

平成22年度の実施状況につきましては、８地域で93の地域づくり活動が実践され、地域イベント、生涯学習、文化交流、環境美化活動など幅広い分野にわたり、各地域の独自性と活力を発揮できる原動力となっており、初年度としては大変好評を得たものと認識しております。

また、今年度を実施した市の内部評価についてであります。市内行政評価委員会において、地域が抱える課題について、地域住民が主体となる取り組みが各地域でなされており、市民ニーズにも対応するとともに、十分に機能している事業であると評価しております。

なお、補助対象事業については、地域協議会の事業提案によるものを広く公募によることとし、補助額の上限を設定するなど、公平性と公益性に適した事業の推進に努めておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、（２）補助金交付要綱の改正理由についてにお答えいたします。

補助金交付要綱の改正内容につきましては、補助対象事業者を市内に住所を有する者5名以上で組織する団体とし、実体のある市民団体が主体的に企画し、実践していく地域づくり事業に対して、市がこれを支援することに改正しております。

御質問の補助率の変更については、これまでの定例会の一般質問や総務常任委員会での御意見等も踏まえるとともに、補助金等の適正に関する条例第14条の規定も考慮し、環境美化活動等を除き、原則として補助対象経費の4分の3に設定したところであります。

す。

また、備品購入費につきましても、これまで申請のあった事業の中には、事業の活動費というよりは、補助金の大部分を備品購入費のみに充てられた事業も見受けられたことから、備品購入費の上限を総額5万円以内に設定したところであります。

地域づくり推進事業は、市民との協働のまちづくりを実現していくシンボリックな事業であり、今後も制度の検証や見直しを行いながら、地域の活力増進と連帯感の創出に向けた事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、(3)今後の市の対応についてにお答えいたします。

現在、補助対象事業の決定は、要綱第5条により、「地域協議会の意見を聞き、補助金の交付の可否を決定するものとする。」としており、補助申請団体の活動状況や事業効果などの見通しを、より詳しく把握している地域協議会の意見を聞きながら、市が決定しているところであります。

御質問にありました市民による事業審査会の設置につきましては、今年度の外部評価委員会から、「今後、事業審査のあり方について検討すべき」との御提案もあり、市の均衡ある発展を目指すという事業趣旨も考慮しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、事業の成果発表会につきましては、来年1月27日に文化交流館「カダーレ」において、第1回由利本荘市地域づくり推進フォーラムを開催し、各地域の代表者が取り組み内容と今後の展望を発表する予定であります。

この地域づくり推進事業の創設目的は、市民の意欲あふれる地域づくり活動を支援することにより地域の活力を再生させることにあり、来年度も引き続き、この事業を推進してまいりたく考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡部功君） 12番佐藤勇君、再質問ありませんか。

12番（佐藤勇君） 市長のほうから大変研究されている、あるいは熱心に考えておられる消防庁舎建設の基本設計等、そして地域協議会についても、並々ならぬ力の入れようと解釈いたしているところでございます。さらなる充実を望むものであります。

大項目1の(2)の アについてお伺いします。1階基礎部分を免震構造にすることについて、ウと連動しますが、長岡市12万8,000人、鶴岡市13万7,000人、命と財産を託されるこれらの大きな市が、なぜ免震構造にしたのか、私はそこに意義を感じておるのであります。それについて当局のほうから一言御答弁いただければ幸いと存じます。

時間も余りないようでございますので、これにて再質問を終わります。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 先ほど答弁をしたとおりでございます。1階基礎部分を免震構造にすることにつきましては、地震に対しては有効であります。直接上部構造に水圧がかかる津波に対しては不利であるほか、地下工事による工事費が割高になる、あるいは鉄筋コンクリート造による耐震構造を前提としながら、消防業務の中核となる通信指令室については床免震構造とするなど、指令塔としての機能を充実してまいりたい、この答弁に尽きるかと思えます。

議長（渡部功君） 以上で、12番佐藤勇君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時06分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。2番伊藤岩夫君の発言を許します。2番伊藤岩夫君。

【2番（伊藤岩夫君）登壇】

2番（伊藤岩夫君） 公明党の伊藤岩夫でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、9人目の登壇となりますので重複した質問内容もございますが、私なりの観点から質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災の発災から9カ月になろうとしております。東日本大震災では、福島第一原発事故を含めて、2万人近い死者と行方不明者が出ました。そして、今なお、55万人もの方々が避難生活を余儀なくされております。

今回の震災のすさまじさ、また大きな国難であると同時に、私たちに何ができるのかという思いを新たにした次第であります。

被災地は、これから本格的な冬を迎えます。仮設住宅等に避難されている皆さんの寒さ対策や精神的なケアを初め、きめ細かな対応が必要となっております。

最大の課題はインフラの復旧、それから生活再建ですが、そのための総額12兆2,000億円規模の第3次補正予算が成立いたしました。

懸念したとおり、3次補正がここまでおくれてしまったことについて、民主党政権の責任は極めて重いと指摘せざるを得ません。

しかし、被災者の皆さんの思いは、ともかくこの3次補正予算の執行を早急にやってもらいたいことだと思います。

それでは、通告に従い、大綱6点について質問に入らせていただきます。

初めに、大項目1、大規模災害における応援協定について、（1）本市における災害時応援協定の現状と課題についてお伺いいたします。

東日本大震災後、遠隔地の市町村と災害時相互応援協定を結ぶ自治体がふえております。

東海・東南海・南海の3連動地震が想定されている自治体では、震災前に締結していた協定を具体化したり、新たな締結先を模索したりする動きが活発化していると伺っております。

既に本市では、災害協定を結ぶなど十分な対応ができていると思いますが、今回の大震災を教訓に、災害時の協力体制を見直す機会ととらえていただき、本市とほかの自治体との災害時の応援協定の現状と課題について検討するべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、（2）遠隔地の自治体へ災害時ホームページ代理掲載についてお伺いいたします。

東日本大震災をきっかけに、災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになっております。

役所が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として、今、注目されているのが、災害時に遠隔地の自治体へホームページを代理掲載してもらう仕組みであります。

大震災の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市町村のウェブサイトは、実際に発災直後から、サーバ・通信機器・通信回線の損壊やアクセス急増などの影響で閲覧できない状態が続きました。

そのような状況の中、被災地の一つである宮城県大崎市では、平成12年に姉妹都市の締結を結んだ北海道当別町との連携協力により、震災当日から当別町のウェブサイトは大崎市災害情報ページを開設してもらい、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えることなく、毎日発信し続けることができたとされております。

現在、多くの自治体では、周辺の市町村が同じシステムを共有したり、同じ施設を共同で用いたり、相互に連携する対策を講じていますが、東日本大震災のように被災地域が広域にわたると、近隣自治体間ではお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が困難になりかねません。

大規模災害では、むしろ離れた自治体のほうが頼りになる可能性が高く、姉妹都市、友好都市など、遠隔地でありながら定期的に人が行き来して、交流を深めている自治体と災害時の協定を整えていくことが重要であることは、今回の震災で得た教訓の一つでもあります。

遠隔地の自治体へ災害時ホームページ代理掲載について、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、(3)災害時の市庁舎移転協定についてお伺いいたします。

新潟県見附市、村上市、妙高市の3市は、上越、中越、下越地区に位置し、平成7年の阪神・淡路大震災後、同一災害で被害を受けるおそれの少ない遠隔地の自治体として、災害時に物資の供給や人員派遣などを行う災害時相互応援協定を締結しておりました。

しかし、3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原発事故では、当時の協定では想定していなかった役場機能が失われ、移転を強いられる自治体が続出したことから、新たに市役所の機能確保のために施設設備の提供という項目を加え、ことし8月に従来の協定をバージョンアップしました。

距離的に考えて、同時に被災する可能性の低い3市が災害時の応援態勢を準備しておくことで、確実に迅速な対応が可能になるとのことです。

見附市の久住市長は、「災害発生から二、三時間または半日の動きの中で、応援を頼みやすい、相談しやすい関係があることが大切である。この3市の協定が自治体間で支え合うモデルとなれば幸いである」と話しております。

本市における大災害時の市庁舎移転協定の可能性について、市長の考えをお伺いいたします。

次に、(4)民間企業との提携についてであります。

災害時の救援物資供給先として、民間企業との提携が有効とされていますが、大規模な広域災害時は、市内企業にあっては直接市民への供給が最優先されるため、行政機能の低下と相まって、提携どおりに進まない状況が想定されます。

したがって、救援物資供給先民間企業の提携先として、同時に被災する可能性の低い地域の民間企業と提携を考えることが重要となります。

大災害時の民間企業との提携について、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、国の防災機能の強化策に対する本市の取り組みについてお伺いいたします。

総額12兆2,000億円規模の国の第3次補正予算が成立しました。この中で、全国的な防災機能の強化の取り組みについて予算が配分されております。

本市においては、学校の耐震化はもちろんですが、非構造部材、いわゆる天井・窓ガラス・外壁等の落下、棚類・機械器具類の転倒、移動等による被害を未然に防ぐ防災機能の強化が喫緊の課題となります。

私は、さきの9月定例会で、今回の東日本大震災を教訓とした防災対策の中で、学校施設の非構造部材に対する耐震対策について一般質問をしました。

今回、国の第3次補正に関する全国的な防災機能の強化については、学校施設はもちろん、公の施設についての防災機能の強化にも大きな追い風となるものであります。本市においては、全面的な調査・検討の上、早急に取り組むべきと考えますが、国の防災機能の強化策に対する本市の取り組みについて、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目3、土砂災害防止の取り組みについて、(1)土砂災害ハザードマップの見直しについてお伺いいたします。

土砂災害の危険があるとして、都道府県が土砂災害防止法に基づいて警戒区域に指定した後、市町村は、ハザードマップを作成して公表する義務があります。

しかし、平成23年3月31日時点の国交省の調査で、公表していない市町村が約6割にも上ることが明らかとなりました。

平成13年施行の土砂災害防止法では、土砂災害のおそれがある場所を都道府県が警戒区域に指定すると、市町村には、避難場所などを住民に周知するため、ハザードマップ配布が義務づけられております。また、市町村の防災計画に避難勧告を発令する基準なども記載しなくてはなりません。

本年9月の台風12号の被害で土砂災害への警戒が改めて重視されるようになりました。警戒区域制度が十分に生かされていくことが求められます。

秋田県地域防災計画の資料によりますと、平成22年3月現在での本市における土砂災害危険箇所数は1,609カ所と県内で最も多く、うち土砂災害における土石流警戒区域が69カ所、急傾斜地の崩壊警戒区域が53カ所となっております。

本市においては、作成基準となった諸条件と今般の気象現象の変化を勘案し、土砂災害危険区域及び土砂災害ハザードマップの作成と住民への周知を図るべきと考えますが、当局の土砂災害防止の取り組みに対する認識をお伺いいたします。

また、(2)として、地震防災と同様、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に対する関心、理解及び危機意識の向上を図る必要があります。都道府県と市町村は協力して、土砂災害に関する住民意識の啓発を図るため、防災教育や防災訓練の実施に努めていくことが強く求められております。

当局の土砂災害に関する防災教育と防災訓練の実施状況についてお伺いいたします。

次に、(3)土砂災害等に対する強いインフラ整備についてお伺いいたします。

山間部の土砂災害は道路を寸断し、それにより孤立集落も発生します。

本市においては、6月の豪雨災害により各所で道路が被災し、国道108号では、矢島鳥海間で3カ月間の通行どめを余儀なくされました。この間、迂回路として県道・市道を使用しましたが、道路の幅員や線形、道路利用状況等の関係から、利用者や地元住民に多大な不便をかけた経緯があります。

特に幹線道路がこのような被災を受けた場合、ほかの場所においても同じような状況が発生すると考えられます。国道及び主要県道等の土砂災害危険区域において災害が発生した場合、迂回路等の確保が重要となってきます。

災害に強いインフラ整備とは、こうした道路網の計画的な整備が求められると思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

また、土砂災害による孤立集落等の発生が予想される地域については、ヘリポートの整備・充実も必要と考えますが、今後の防災強化を考慮したインフラ整備について、当局の考えをお伺いいたします。

次に、大項目4、福島第一原発事故に伴う本市の対応についてお伺いいたします。

(1) 震災瓦れきの本市の対応についてお伺いいたします。

これについては、ほかの議員3名からの質問もございましたので、簡単な答弁でよろしいと思います。私なりの質問をさせていただきます。

東日本大震災による復興の妨げとなっているのが、瓦れき処理の問題であります。その量は余りに膨大であり、被災各県だけで対応するのは不可能と言われております。岩手・宮城両県では、両県内で排出される一般廃棄物の10年ないし20年分に相当する量の瓦れきが生じているとされております。

秋田県においては、2014年3月までに処理を終了させるとの環境省の指針に基づき処理計画の策定に入っておりますが、放射性物質の拡散を懸念し、反対するケースが出てきております。

本市においては、受け入れ検討に対して、現地視察を行った結果、瓦れきの汚染処理や前処理の必要性など、慎重な検討が必要とありますが、「がんばろう東北」と言いながら瓦れき受け入れ拒否では、言行不一致であると思います。被災地に最も近い東北県として、隣県と同苦しながら復興支援の先頭に立つべきであります。

本市の受入体制を急ぎ、「支え合う東北」の名のごとく、前向きな方向で検討するべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、(2) 放射能に対する情報提供についてお伺いします。

市に空間放射線量測定機器が導入されました。測定は、消防庁舎前で毎日、各総合支所でも定期的に行い、市のホームページで情報を公開していますが、広範な地域をカバーするには限界があります。

また、一番の課題となるのが、市民に放射線についての知識をいかに知ってもらうかであると思います。知ることの安心感が非常に大切であります。

人体への放射線の影響、農畜産物への風評被害、被災地の瓦れき受け入れ等、放射能に対する正確な知識を持つことにより、市民の持つ不安を軽減し、課題克服への可能性も考えられます。

放射能に関する説明会を開催するなど、住民の放射線災害に対する関心と理解をより

深めるため、積極的な取り組みをすべきと思いますが、市長の認識をお伺いいたします。

次に、大項目5、ドクターヘリの受入体制についてお伺いいたします。

公明党が2001年から一貫して強力に推進してきたドクターヘリが、いよいよ秋田県に配備されました。ドクターヘリの運航施設が秋田市上北手の秋田赤十字病院に完成し、運航訓練後、来年1月23日から本格的に稼働する予定であると聞いております。

東日本大震災では、大地震の発生後、16道府県の16機のドクターヘリが直ちに被災地に派遣され、負傷者や入院患者らの懸命な救出活動に当たりました。

私は、全国から被災地へはせ参じたドクターヘリの活躍を目の当たりにし、感動で身の震える思いをいたしました。

被災地にドクターヘリが派遣され活躍した実績は、大震災が起きてから初動段階だけで、少なくとも100人以上の重症患者を搬送したと言われ、ドクターヘリの特徴である小回りのよさが生かされました。

搬送する道が空路であれば、瓦れきで道路がふさがっている陸路よりも、格段の速さで重症患者を安全な場所へピストン輸送できます。

また、ヘリに医者を搭乗させているので、早くから現場、あるいは搬送中にも患者に医療行為ができることで、大きな効果を上げることが可能であります。ドクターヘリは、医師と看護師が搭乗して出動するため、空飛ぶ救急病院とも言える存在であります。

交通事故などでけがをした場合にあっては、15分以内に適切な治療が行われるならば、救命率が高まり、後遺症も軽減されることが実証されております。本市のように、中山間地域からの傷病人の搬送においては、絶大な効果を発揮できるものであります。

そこで、ドクターヘリの救援効果をさらに高めるためには、受け入れ側の体制も重要となってきます。ドクターヘリのさらなる活用・拡充へ、夜間運用も想定した施設整備と、今後の大規模災害に備えた多様な機能を持った恒常的な基地が必要と考えますが、本市における受け入れ場所及び受入体制について、当局の考えをお伺いいたします。

次に、大項目6、第5期介護保険事業計画における高齢者介護の充実についてお伺いいたします。

来年度は、第5期介護保険事業計画のスタートの年度であります。75歳以上の後期高齢者が、今から14年後の2025年までに約1.6倍に急増すると推計されております。

2025年は団塊の世代が75歳になる年であり、政府の社会保障国民会議では、介護保険費用が2025年には大幅に膨らむと試算しており、高齢者介護政策及び医療・介護費抑制策として、今後14年間での仕組みづくりは重要な課題となっております。

特に核家族化の進んだ現在にあっては、今後、高齢者支援施設の充実と老人福祉施設の拡充が重要課題として顕在化してくることは確実であります。

医療と介護の一層の連携と、第5期介護保険事業計画では、ショートステイや特別養護老人ホームの整備充実が急務であると考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上、大綱6点について質問させていただきましたが、市民にとってわかりやすい御答弁をお願い申し上げます、質問を終わります。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 伊藤岩夫議員の御質問にお答えいたします。

1、大規模災害時における応援協定について、(1)本市における災害時応援協定の現状と課題について、(2)遠隔地の自治体へ災害時ホームページ代理掲載について、(3)災害時の市庁舎移転協定について、(4)民間企業との連携については、関連がございますので一括してお答えいたします。

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援を目的として、地方自治体と民間事業者、または自治体間で災害時応援協定が締結されてきております。

本市においては、国土交通省東北地方整備局や秋田県市長会、さらに、北東北地域連携軸構想推進協議会加盟市など行政機関との協定に加え、東北電力、NTT東日本、イオンスーパーセンターやNPO法人コメリ対策センターなど広範囲に店舗を有する民間事業者との協定も締結しております。

東日本大震災を契機に、大規模な災害においても、同時に被害を受けにくい遠隔地の自治体との応援協定締結を検討している県内自治体もふえてきておりますが、これまで交流してきている自治体との協定締結を目指しているのが、そのほとんどのようであります。

本市といたしましても、東北地方だけでなく、香川県高松市や丸亀市、長野県佐久市など旧矢島町から交流を続けている遠隔地の自治体を中心に、ホームページの代理掲載や市役所機能確保のための相互援助を含め、協定締結について検討してまいります。

また、自治体同様、同時に被災する可能性の低い地域の民間企業との提携につきましても、既に協定を締結している民間企業を中心に、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、国の防災機能の強化策に対する本市の取り組みについてにお答えいたします。

国の第3次補正予算は、東日本大震災関係経費を主体に、総額約12兆1,000億円として先月下旬に成立しております。

そのうち、学校施設耐震化・防災機能の強化として2,051億円、全国防災対策としての一般公共事業に2,493億円、その他、警察・消防、自衛隊関係、医療施設の防災対策などに1,208億円の合計5,752億円が全国防災対策費として盛り込まれております。

本市においては、市内小中学校の耐震化は既に終了しており、今後、本庁、各総合支所など公共施設の耐震化を計画的に進めてまいります。

一方、伊藤議員が御指摘のとおり、建物の耐震化とあわせ、地震発生に伴う建物に付随する天井や外壁などの落下、書庫や機器類の転倒による被害にも注視する必要があります。

これらの被害を未然に防止するためには、天井や外壁などの補強や修繕に加え、身近な転倒防止策に至るまで、きめ細かな対応が必要であると認識しており、各施設の管理者に対し、来庁者の安全を第一に考え、施設の点検及び被害防止策を徹底するよう指示しているところであります。

また、国の第3次補正予算に伴う防災対策費につきましては、その具体的な内容が示され次第、これらの対策に有効に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、土砂災害防止の取り組みについて、(1)土砂災害ハザードマップの見直

しについて、(2)土砂災害に関する防災教育と防災訓練の実施状況について、(3)土砂災害等に対する強いインフラ整備については、関連がありますので一括してお答えいたします。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどの土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策の推進を目的として、平成13年に施行されております。

また、同法第7条の規定により、警戒区域を含む市町村は、地域防災計画に基づき、警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップを作成し、配布することとなっております。

この法律により、秋田県では平成23年3月末現在、土砂災害警戒区域968カ所、土砂災害特別警戒区域206カ所を指定し、随時、指定箇所の追加や見直しを行っております。

本市においては、土砂災害警戒区域が137カ所、土砂災害特別警戒区域が14カ所の計151カ所が指定されており、区域指定などを行うたびに、県と市による地元説明会を開催しております。

さらに、市民の皆様にも市ホームページ上で警戒区域を公開するなど、土砂災害に対する警戒の呼びかけを行っているところでございます。

しかしながら、毎年のように指定区域の追加や修正がなされることから、指定区域を有する本市を含む県内の市町村のほとんどが、ハザードマップの配布に至っていない現状にあります。

災害時要援護者を含む避難計画の策定については、自主防災組織からの御意見を伺いながら、防災訓練を計画的に実施していくとともに、国・県の指導を得ながら、避難勧告発令基準の策定に取り組んでまいります。

また、警戒区域を有する町内や学校に対しましては、宅配講座などを通して、土砂災害の危険について周知してまいります。

加えて、近年多発する豪雨に伴い、市内幹線道路が通行どめとなり、市民生活に支障を来すことが多くなっておりますので、国・県と連携しながら、災害に強い交通網の整備について、引き続き関係機関へ強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、福島第一原発事故に伴う本市の対応について、(1)震災瓦れきの本市の対応についてにお答えいたします。

東日本大震災により発生した瓦れき処理への対応につきましては、昨日は村上亨議員及び佐藤竹夫議員に、本日は本間明議員にお答えいたしましたとおり、被災地の早期復興に向けて、市民生活の安全・安心を確保しつつ協力できないか、慎重に検討しているところであります。

「がんばろう東北」、「支え合う東北」の思いは、伊藤議員と全く同様であります。処理施設の状況や職員による現地視察の結果などを踏まえ、県全体の取り組みと連動し、果たし得る役割について今後も検討を続けてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)放射能に対する情報提供についてにお答えいたします。

福島第一原発事故に起因する目に見えない放射能の影響については、大変心配されるところであります。このため、空間放射線量測定機器を導入し、11月7日より本荘消防署敷地内で毎日2回の測定を独自に開始したところであります。

また、11月24日には、各総合支所敷地内においても測定を開始し、今後も月1回のペースで継続して行うこととしております。

測定結果につきましては、既に広報、ケーブルテレビ、ホームページなどでお知らせしておりますが、さらに今後予定しております公共施設での測定値などを追加して、情報提供に努めてまいります。

放射線への理解を深める学習機会等につきましては、市の健康管理事業や由利本荘保健所の専門家による出前講座等により推進し、市民の安全と安心の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、ドクターヘリの受入体制についてにお答えいたします。

秋田県ドクターヘリは、県民の緊急的疾患の救命率の向上と後遺障害の軽減を図ることを目的に運航されます。

ヘリが駐機する基地病院は秋田赤十字病院で、通信センターやヘリポート、格納庫などの施設が整備されており、ドクターヘリの要請は、出動要請基準に基づいて消防本部が行うこととなっております。

出動要請の基準としては、1点目として、緊急性があること。2点目は、現場や搬送中にフライトドクターの観察及び処置が必要であること。3点目は、搬送時間の短縮や早期の医師の対応により、予後の改善が期待できること。のいずれかに該当することと定められております。

また、ドクターヘリの出動については、救急現場への出動と病院間の搬送を目的とした病院への出動で、どちらも出動要請基準に合致した場合、マニュアルに基づいて消防本部の判断で要請することとなっており、運航時間は、午前8時30分から午後5時30分、または、日没までと定められております。

なお、救急現場にドクターヘリが出動する場合にあっては、現場から救急車で臨時着陸場に搬送された傷病者をフライトドクターが車内で処置後、指定する医療機関へ搬送することになります。

本市の臨時着陸場は、各地域に1カ所から4カ所の計18カ所が指定されており、搬送先医療機関につきましては、県内13カ所が指定され、本市では、2次医療機関である由利組合総合病院の1カ所となっております。また、症状によっては、県内の指定された病院に搬送される場合もございます。

ドクターヘリの運用につきましては、今後とも広く市民に御理解をいただきながら、適正な利用を推進してまいります。

次に、6、第5期介護保険事業計画における高齢者介護の充実についてにお答えいたします。

現在、介護保険者である本荘由利広域市町村圏組合が策定中の第5期介護保険事業計画は、団塊の世代の方々が後期高齢者となる時期を見据えながら、平成24年度から向こう3年間の計画期間としております。

医療と介護の連携につきましては、介護サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議などにより、医療機関と介護サービス事業者との相互連携体制を強化し、利用者の不安解消を図ってまいります。

第5期計画における施設整備につきましては、要介護認定者の増加や利用者ニーズに対応した供給量の確保及び施設入所待機者の緩和を図るため、特別養護老人ホームを第4期計画整備量と同程度を計画し、調整中であります。

また、居宅サービスに分類される短期入所生活介護、いわゆるショートステイにつきましては、事業所の新たな開設、増床により、必要な整備量に達しつつあるものと思われます。

今後は、できる限り住みなれた地域で生活を継続することを目的とした、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備も促進してまいりたいと存じます。

これらの施設整備を進めながら、高齢者の方々が要介護状態にならないよう、生活機能の低下を未然に防止する介護予防にも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。

2番（伊藤岩夫君） 1点だけ質問させていただきます。

大項目1番の応援協定についてでございますけれども、由利本荘市といたしましても、遠方の自治体との協定というか姉妹都市提携を行っているところがあると思います。これについては、具体的な協定の充実を目指してやってもらいたいなど、そういうふうに思います。これは要望でございます。

質問といたしましては、6番、第5期介護保険事業計画における高齢者介護の充実についてでございますけれども、市長としてのお考えをお聞きしたいんですけど、特別養護老人ホーム、要するに高齢者が安心して、そこで暮らせる。また、介護する若年層の方々も介護できるのかという心配もございますので、老人ホームの今後の拡充の方向性というものをどのように考えているかを、もう一度質問したいと思います。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 最初の災害時の応援協定につきましては、香川県丸亀市と高松市、長野県佐久市など、交流を続けている遠隔地の自治体に対して、協定締結について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特養の拡充を考えているかという御質問ですが、これにつきましては、第4期の整備量と大体同程度の計画を考えております。

以上です。

議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君、再々質問ありませんか。

2番（伊藤岩夫君） ありません。終わります。

議長（渡部功君） 以上で、2番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（渡部功君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第21号及び報告第22号の2件、並びに議案第179号から議案第231号まで

及び議案第233号から議案第248号までの69件の計71件を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。18番伊藤順男君の発言を許します。18番伊藤順男君。

【18番（伊藤順男君）登壇】

18番（伊藤順男君） 議員各位には、2日間の一般質問の後というようなことで大変お疲れのことと思いますが、議長より許可をいただきましたので、12月5日に通告をしておりました議案第238号平成23年度一般会計補正予算（第15号）、これは教育委員会の西目総合支所への移転予算関連でありまして、このことにかかわる質疑を行います。

本議案の歳出2款総務費1項6目11節需用費612万9,000円の予算に関連してであります。

この補正は、本年6月6日に議会全員協議会で当局から説明があり、第2庁舎で事務をとっている教育委員会を西目総合支所に移転、あいた第2庁舎には建設部が入居するに当たり、第2庁舎、西目総合支所の内部情報系LAN配線、内裝修繕、IP電話設備の設定変更等にかかわる経費を補正し、来年4月1日からスムーズに業務ができる体制づくりのための増額補正予算であります。

さて、教育委員会の西目総合支所への移転については、本庁舎の耐震補強工事と密接な関連があるわけでありまして。

これまでの経過についてであります。平成23年3月8日の議会全員協議会において、平成22年に実施した耐震診断中間報告書に触れまして、本庁舎の耐震レベルが相当低い、いわゆる耐震性に欠けることから、補強方法に関する今後の考え方の説明を受けたわけでありまして。

どのような説明を受けたかと言いますと、庁舎内部からの工事施工の関係から、執務しながらの工事は不可能。したがって、施工に当たっては、各階とも半分ずつあけて執務。そのあいた不足分について、臨時移転スペースを確保。また、耐震補強により10%ほどフロアが減少することから、フロア減少分を確保するために本庁舎南側に分庁舎を建設。この分庁舎は、第2庁舎の大きさの約1.5倍、概算工事費は3億から4億円、I s 値0.9を確保、危機管理部門が入居、非常時には災害対策本部にする。そうした場合に本庁舎のI s 値を0.7程度に想定し、工事費を削減すると、このようなものであります。

また、平成23年6月6日の議会全員協議会においては、3.11の東日本大震災発生により耐震化スケジュールの再考に迫られたといたしまして、本庁舎の耐震を急ぐ。自治体として非常事態のリスク分散を図る。総合支所の有効活用の観点から、総合支所庁舎活用検討委員会を2回開催。

その2回の協議の方向性として、市の組織機構からして教育機関としての教育委員会の入居が利便性の低下を招かないと思われることを受け、結果として、教育委員会が西目総合支所に移転、教育委員会が入居していた第2庁舎には、現在3カ所に分散している建設部が入居。このことを6月30日、第1回西目地域協議会において、「西目総合支所庁舎への教育委員会移転について。」と題して報告をしておるわけでありまして。

また、8月には計画の全容がわかる本庁舎耐震改修計画が出ておりまして、基本的には、3月、6月の議会全員協議会を踏襲したものであります。改修後の本庁舎使用年

限を10年から15年。10年を一つのめどとして本庁舎の建てかえを検討とし、耐震改修実施に伴う必要な情報を市民にわかりやすく提示、市民の理解を得ることに努め、スピード感を持って取り組むとしたものであります。

したがって、本年3月から今日まで本庁舎耐震改修に伴う説明については、本庁舎南側に第2庁舎の大きさの約1.5倍、3億から4億円をかけて分庁舎を建設するという案を凍結した以外に変わった点がなかったものと認識しているところであります。いわゆる一貫性があったのであります。

さて、ここにきて、庁舎内部から耐震施工するとしたこれまでの工法からピタコラム工法、いわゆる外づけ耐震補強工法、内から今度は外でできるというような工法を主とした耐震あるいは制震工法による設計がされているということを知ったわけでありまして。

そのことによりまして、これまで、庁舎内部からの施工、これは外部から可能ということになります。執務しながらの工事が不可能、これは執務しながらも工事ができると。各階とも半分ずつあけて執務、これは半分ずつあける必要がなくなってくると。臨時移転スペースを確保、これは多少は確保しなければならないだろうと。耐震補強により10%ほどフロアが減少するというようなことであります。これは果たして10%なのか、私は数%ではないのかなど、このように思っているところであります。

このことについて、私なりに検討した結果、内装工事等のことは多少あるにしても、ピタコラム工法、いわゆる外づけ耐震補強工法を主とした耐震施工により、教育委員会が西目総合支所へ移転するための基本的説明に違いが生ずると考えるところであります。したがって、次の5点について質問をいたします。

1つ目、移転の第一義について。移転の根本は何であったであろうというようなことであります。2つ目、ピタコラム工法選定に至った経緯。また、これまでの説明（議会全員協議会）、耐震工法との相違。3つ目、ピタコラム工法による執務スペースの減少は何%か。また、同工法施工時、執務に及ぼす影響の程度。4つ目、ピタコラム工法等採用に当たり、教育委員会の移転が必要かどうか補正予算提出前に関係部課長等が検討したと思うわけでありまして、その検討内容について。5つ目、ピタコラム工法等は、議会全員協議会における耐震工法説明と大きく変わるものであり、補正予算提出前に再度議会全員協議会を開催し、説明あるべきものと、このように考えたところであります。

以上5点について質問いたします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、伊藤議員の質疑、議案238号平成23年度一般会計補正予算（第15号）にお答えいたします。

初めに、1、教育委員会西目総合支所への移転予算関連について、移転の第一義について（移転の根本）にお答えいたします。

昨日の村上議員の一般質問に対してもお答えいたしておりますが、本庁舎は建築から40年以上が経過し、庁舎の耐震化は緊急かつ重要な課題であり、耐震診断結果に基づき、早期に必要な補強を実施し、万全な対策を講じる必要があると考えております。

耐震工事に付随する庁舎内の部・課の配置や移動につきましては、昨年9月以降、耐震診断結果から想定した耐震補強工事案に基づき、先進地の事例などを参考に、担当課

及び庁舎活用検討委員会を中心に対策に当たってきたところであります。

その中で、平常業務を行っての、いわゆる居ながら工法では、どの工法を採用しても、本庁舎の場合、1階と2階、3階の北側及び1階西側には、ブレース等の設置が必要であることなどから、工事中においても、ある程度の空きスペースが必須条件であるとのアドバイスを受け、そのような対応が必要であれば、これを機会に一定の部・局が本庁舎外へ移転せざるを得ないと判断したところであります。

このことから、さきに提示した分庁舎建設構想を経て、西目総合支所の活用に至ったところであり、最終的には、西目総合支所庁舎へ教育委員会が、第2庁舎へは建設部の移転を決定した次第であります。

次に、ピタコラム工法選定に至った経緯、また、これまでの説明（議会全員協議会）耐震工法との相違についてお答えいたします。

昨年の耐震診断業務において、業者から内部補強工法での想定案が示されましたが、これによると、活用スペースが制限され、使い勝手が悪くなることから、今回、設計業務委託先に他の工法がないものか打診しておりました。

これを受けて委託業者からは、本庁舎の有効な耐震工法として、ピタコラム工法と内部補強工法、高延性材による柱補強工法の組み合わせ工法が提示され、さきの臨時会で議員各位にその資料をお示したところであります。

耐震補強工事においては、さまざまな工法の開発や技術革新が日々進んでおり、本庁舎の現状にかんがみ、これが耐震化コストや工事中の執務への影響を含め、最善の工法であると説明を受けております。

ピタコラム工法は、今回の設計業務における本庁舎の躯体調査後に工法の一部変更という形で採用に至ったものであり、今後も必要に応じ、常任委員会で説明してまいります。

次に、ピタコラム工法採用による執務スペースの減少は何%か。また、同工法施工時執務に及ぼす影響の程度についてであります。ピタコラム工法を採用することにより、完成後の使い勝手は、ある程度はよくなると説明を受けておりますが、細かいパーセントまでは業者からは示されておられません。

また、これにより、執務への工事作業中の影響は最小限に抑えることができるものと考えております。

今回の工法の組み合わせにより、執務スペースなどへの影響は最小限に抑えられるものの、庁舎の南北方向については補強の位置が特定されるため、一定の有効な執務スペースが減少することは避けられないとのことであり、西目総合支所の活用については、合理的な判断であると考えております。

次に、ピタコラム工法採用に当たり、教育委員会の移転が必要かどうか（補正予算提出前）関係部課長等が検討したと思うが、その内容。ピタコラム工法採用は議会全員協議会における耐震工法説明と大きく変わる事案ではないか、したがって再度議会全員協議会を開催し、説明あるべきが筋と考えるがとの御質問については、関連がありませんので一括してお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、教育委員会の西目総合支所への移転は避けて通れないものと考えております。

また、今回の耐震補強工事は、部内における課の集中配置や、既存の庁舎の活用による非常事態へのリスク分散とともに、完成時における会議スペースの確保、また、執務環境の整備などの庁舎内の改修工事を行うものであります。

さらには、この耐震改修工事により、スケジュールを約1年早めるとともに、非常用電源設備などを含めて一体的な改修を進め、十分な耐震性を確保し、庁舎機能の向上を図るものであります。

このたびの本庁舎耐震化工事につきましては、耐震診断から委託設計を経て、今後、本工事の補正予算案の提示へと進めてまいります。工法等を含め変更などがあれば、必要に応じて常任委員会等で御説明してまいりますので、御理解をお願いいたします。

本庁舎の耐震補強は、災害に強いまちづくりの基本をなすものであり、工事の円滑な実施に努力してまいりますので、今後とも御理解を賜りますようお願いいたします。
議長（渡部功君） 18番伊藤順男君、再質疑ありませんか。

18番（伊藤順男君） 市長、私の質問に対して基本的に答えていないのではないかとこのように思います。移転の第一義は何かということには、私は答えてもらっていないなと。根本は、基本的に耐震を内部でやることによって面積が減ると。いわゆる耐震の工法等々によって面積が減るために、教育委員会が移転するというようなことになったというふうに認識しているんで、それに対してまだ答えてもらっていないと思います。

それと避けて通れないというようなこととか、南北方向は減少すると。南北方向ということは、正面から見て公園のほうが南北方向、専門用語で言えば、はり間方向と言うんですね。このはり間方向については、多少の筋交いが入っても余り問題がないんです。これ減少しないんです。ただ、けた方向、正面から見て長いほう、こっちのほうに、真ん中のほうに入ると非常に使い勝手が悪くなるんです。

単純に考えてもわかるかと思いますが、市長が仙台市役所に行って見たときには、正面から見て長手方向にも結構入っていたと思います、中のほうに。それだと大変使いづらくなるんです。ところが、はり間方向を少しやったぐらい、これでは全然問題がないというふうに私は認識をしています。

まず、そういうようなことで、執務に及ぼす影響の程度を最小限に抑えることができるという市長の答弁そのままのことだと思いますし、減少は何%かということについても、まだわからないと言いながらも、私が見た限りでは、ほとんど問題がないというふうに見ているところです。

それは専門家の設計事務所さんが言うことと、私が見た感じとは、いろいろ差があるわけですが、基本的にピタコラム工法というのは、内部で仕事をしながらスペースを減らさない。したがって、多少お金がかかっても外からの工事をするという、これが基本なんです。その基本路線を否定するようなことでは、私はならないのではないのかなというふうに思いますが、まず一番最初の1番の移転の第一義ということ、これは何だったかということに答えてもらっていないような気がしますので。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 移転につきましては、耐震診断の結果、本庁舎は基準以下になったということ踏まえて、これについて耐震補強をしなくてはならないと。そういうことで、分庁舎を建てて工事に入るというような検討をしましたが、3月11日の東日本大

震災がございまして、できるだけ早めるべきであるというようなことから、さまざまな検討をいたしましたし、委員会の皆様の意見やその他のさまざまな意見をお聞きをして、例えば、東由利や西目の総合支所の空きスペースを有効に活用できないかという御意見もございました。

そういうことを踏まえて、総合的に判断をして、何が一番いい方法なのかということで、大筋としては、私はそういうものを有効活用しようと。西目総合支所に教育委員会を持っていくと。第2庁舎には建設部。御承知のとおり、3階に入り切れずに向こうの広域庁舎のほうにも上下水道課が入っているような状況であります。

そういったことを踏まえて、これから先、私は工事の専門家じゃありませんから詳しいことはよくわかりませんが、いずれ工事に支障が出るというようなことで、できるだけ支障を抑えて、これまで議会の皆さんにも御説明してきたとおり、第2庁舎には建設部を持っていくと。そういうことで、できるだけ早く、執務に影響のないような方法で工事を行っていくということで、この議会に提案をさせていただいているというようなことでありまして、いずれ詳しいことは担当部長のほうから答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

18番(伊藤順男君) 議長、いいですか。

議長(渡部功君) はい。

18番(伊藤順男君) 一番最初の移転の根本は何であったかという、まず一番大事なことを答えてもらってないので、そのことをひとつ。根本理由は何であったかということをもます。

議長(渡部功君) 土田総務部長。

総務部長(土田隆男君) それでは、1番目にあります移転の根本ということでございます。

先ほど市長が申し上げたとおりでございますが、耐震工事に伴う面積の減少、10%というの、おおよそという表現をしたつもりでございました。それからもう一点は、建設部において課がそれぞれ分散していると。これは仕事の効率上、うまくないということが第1点。さらには、並行的に総合支所庁舎の活用というのがございました。そこら辺を重ね合わせまして、検討委員会で協議して決定したことでございました。

ただ、おおよそ10%といった部分は、確かに御指摘のとおり、工法変更により若干は少なくなると感じてございますが、やはりそれでも工事において、すべては移動しなくてよろしいですが、一部移動しなければならない状態が続くというのも現実でございます。

それと、ピタコラム工法とあわせまして内部補強工事も行います。さらに、柱の補強ということも行いますので、そういう点を絡めまして、こういう工法にしたということです。御理解願ひたいと思ひます。

議長(渡部功君) 18番伊藤順男君、再々質疑ありませんか。

18番(伊藤順男君) まだ答えてもらっていないんです。休憩とってもらえませんか。

議長(渡部功君) 暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休 憩

午後 3時16分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの伊藤議員の質疑に対して、当局側の答弁が不十分でありますので、当局からお願いいたします。土田総務部長。

総務部長（土田隆男君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先ほどの繰り返しになるかわかりませんが、面積の問題、総合支所の活用問題、部の分散をまとめるという、その3つを基本に考えてきたつもりでございます。それとその補強にあわせまして、改修という部分もお話しておりましたとおり、会議室がちょっと少ない、あるいは現在の建物がもとは旧本荘市役所の建物でございます、合併しまして人員の規模、あるいは容量などに関しましても、やや限界があるのかなという感じもしていますので、相対的に改修後の面積のパーセンテージは少なくなる要因はございますが、全体的な考えとしては、変更とは考えておりませんので、御理解していただきたいと思います。

議長（渡部功君） 18番伊藤順男君、再々質疑ありませんか。

18番（伊藤順男君） 私が答弁を聞いた限りでは、到底納得はいかないなというようなことありますので、今度は委員会等々にもいろいろな資料を出していただきながらやっていただくというようなことで、質問を終わりたいと思います。

議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 以上をもって質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第3、提出議案・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（渡部功君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明8日、9日は各常任委員会、10日と11日は休日のため休会、12日は各常任委員会、13日は文化交流館整備特別委員会、14日、15日は事務整理のため休会、16日に本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、15日の正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3時19分 散 会